

奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会

報 告 書

平成25年3月

奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会

目次	1
はじめに	2
<b>第1章 検討委員会の概要</b>	
1 検討の背景及び目的	3
2 検討委員会の体制	3
3 検討事項概要	3
4 検討経過	4
<b>第2章 消防指令業務共同運用への動き</b>	
1 消防指令業務の共同化の国等の推進	5
2 消防広域化等、奈良県下の動き	5
3 消防指令業務の共同運用先行事例	6
<b>第3章 基本計画の検証及び検討</b>	
1 消防指令業務の共同化を行う市町村の組合わせについて	7
2 共同消防指令センターを設置する場所について	10
3 共同運用を行う方式の選択について	14
4 共同消防指令センターの費用負担の按分について	16
5 共同消防防災施設等の整備に係る主な財政措置	20
6 共同消防指令センター機器の導入方法の検討について	23
7 共同消防指令センターの主な機器構成例について	26
8 共同で消防指令センターを設置した場合の庁舎改修に係る費用について	27
9 協議会運営のための経費負担について	29
10 消防指令業務の共同運用の配置人員について	32
11 課題と対策について	37
12 消防指令業務の共同化のスケジュールについて	44
13 その他	45
<b>資料1</b> 奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会設置要綱	51
<b>資料2</b> 検討委員会及び作業部会名簿	53

## はじめに

めまぐるしく変化する社会環境とともに、災害の状況も同時に複雑多様化している現代社会の中で、「あらゆる災害から市民生活を守る。」ことが消防の使命です。

このような状況のもと、119番緊急通報を受け付ける消防指令業務は、消防通信指令システムにより災害現場を決定し、各消防署に対し出動指令を行うなどの一連の処理を、指令台で一括管理、運用し、迅速な初動体制の重要な役割を担っているところです。

平成24年版消防白書では、大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のありかたや消防職員の安全対策を含めた消防本部が具体的にとるべき方策等について検討した中の一つとして、情報管理体制の確立を掲げています。その内容として、「早期に情報を収集・集約・分析し、災害活動に繋げていくことや、災害の発生状況等から保有する消防力による可否判断を行うためにも、初動期における情報管理が重要となり、情報通信手段の複数確保、119番通報途絶時の対応、関係機関等による情報収集及び伝達の必要がある。」としています。

国においては、かねてから大規模災害等における、迅速で効果的な消防・救急活動のありかたの検討を行い、平成17年7月15日付け総務省消防庁次長通知において、消防救急無線（デジタル化）の広域化・共同化運用と併せ、複数の消防本部による消防指令業務の共同運用の推進についての方針が示されました。

これを受けて、奈良市と生駒市は、平成24年11月に「奈良市・生駒市消防指令業務共同運用基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、同年12月1日に「奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置し、調査検討を重ねてきました。

この報告書は、本検討委員会において、基本計画にある検討事項を中心に具体的な調査、検討を行い、両市の消防指令業務の共同運用に必要な事項をとりまとめたものです。

平成25年3月

奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会

# 第1章 検討委員会の概要

## 1 検討の背景及び目的

消防指令業務は、消防活動の初動体制として、119番通報の受信から出動指令、支援情報の提供など迅速かつ的確な対応が求められています。

この消防指令業務については、これまで自治体消防の原則から各市町村の消防本部ごとに消防通信指令システム等の消防指令施設を単独で整備し、運用してきました。

しかし、昨今の多様化する災害形態の中、消防に対し迅速で効果的な災害対応が必要であり、さらに大規模災害発生時には近隣市町村との連携など市域を越えた広域的災害対応が求められ、消防指令業務についてもこれまでの枠組みを越えた対応は必然のことであり、国においてもその必要性から平成17年7月15日付け、消防消第141号消防庁次長通知で、消防指令業務の共同運用（以下「共同運用」という。）の方針が示されたものです。

これらを踏まえ、共同運用による広域的な災害対応体制の強化と消防指令施設の整備、運用費のコスト削減等財政面の効率化の観点から、消防通信指令システムの更新時期が比較的近く、また、市域が隣接し生活面においても密着していることから、奈良市と生駒市が、平成28年4月からの共同運用をめざして検討を行いました。

## 2 検討委員会の体制

検討委員会は、検討委員会及び作業部会による構成としました。

- (1) 奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会設置要綱（資料1）
- (2) 検討委員会及び作業部会の名簿（資料2）

## 3 検討事項概要

検討委員会において、次の事項について検討を行いました。

- (1) 消防指令業務の共同化を行う市町村の組合せについて
- (2) 共同消防指令センターを設置する場所について
- (3) 共同運用を行う方式の選択について
- (4) 共同消防指令センターの費用負担の按分について
- (5) 消防防災施設等の整備に係る主な財政措置
- (6) 消防指令センター機器の導入方法について
- (7) 共同消防指令センターの主な機器構成について
- (8) 共同で消防指令センターを設置した場合の庁舎改修に係る費用について
- (9) 協議会運営のための経費負担について
- (10) 消防指令業務の共同運用の配置人員について
- (11) 課題と対策について
- (12) 消防指令業務の共同化のスケジュールについて
- (13) その他

## 4 検討経過

### (1) 検討委員会

第1回 平成24年12月5日(水)

- ①「奈良市・生駒市消防指令業務の共同運用基本計画」概要説明
- ②「奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会」について

第2回 平成24年12月26日(水)

- ①「救急及び総務関係の検討事項の調整」について
- ②「次回開催予定の調整」について

第3回 平成25年2月13日(水)

- ① 奈良市・生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書の調整について
- ② その他

第4回 平成25年2月25日(月)

- ① 奈良市・生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書修正箇所の調整について
- ② その他

### (2) 作業部会

第1回 平成24年12月6日(木)

- ①「奈良市・生駒市消防指令業務の共同運用基本計画」概要説明
- ②「奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会」について

第2回 平成24年12月18日(火)

- ① 救急及び総務関係の検討事項の調整について
- ② その他

第3回 平成25年1月23日(水)

- ① 奈良市・生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書の調整について
- ② その他

第4回 平成25年2月5日(火)

- ① 奈良市・生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書の調整について
- ② その他

第5回 平成25年2月8日(金)

- ① 奈良市・生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書の調整について
- ② その他

第6回 平成25年2月21日(木)

- ① 奈良市・生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書の修正箇所の調整について
- ② その他

第7回 平成25年2月28日(木)

- ① 奈良市・生駒市消防指令業務共同運用検討委員会報告書の修正箇所の調整について
- ② その他

## 第2章 消防指令業務共同運用への動き

### 1 消防指令業務の共同化の国等の推進

消防指令業務の共同化においては、住民サービスの向上、大規模災害時の広域消防活動、行財政上の効果などから、消防庁では、複数消防本部が消防指令業務共同化の推進に努めるよう、平成17年7月15日付け、消防消第141号消防庁次長通知により「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」通知されました。

### 2 消防広域化等、奈良県下の動き

平成17年度

- ・ 「消防救急無線の広域化・共同化及び消防指令業務の共同運用の推進について」において、原則都道府県を1ブロックとした消防救急デジタル無線の広域化・共同化に係る整備計画の策定依頼
- ・ 消防救急無線の広域化・共同化等について奈良県下13消防本部が事前協議を開催

平成19年度

- ・ 原則県下1ブロックとする整備計画を策定し国に提出

平成20年度

- ・ 「奈良県消防広域化推進協議会準備事務局」を設置

平成21年度

- ・ 奈良県消防広域化協議会の設立
- ・ 消防救急無線のデジタル化整備に向けて、基本設計を奈良県下13消防本部と消防非常備村2村（十津川村・野迫川村）の合計15関係機関が共同で実施

平成23年度

- ・ 奈良市、生駒市が奈良県消防広域化協議会に脱会届を提出

### 3 消防指令業務の共同運用先行事例

一部事務組合方式や広域連合、事務委託方式での消防業務全般の共同処理以外の消防指令業務共同運用の主な実施状況

- (1) 沼津市、三島市、裾野市、長泉町及び清水町消防通信指令施設運営協議会（静岡県）
  - ・平成 11 年から 1 市 1 町で運用を開始し、平成 15 年から 2 市 1 町が加わり、管轄人口 44 万人規模で実施
  - ・管理執行協議会方式（地方自治法第 252 条の 2）により実施
  
- (2) 豊橋市、豊川市、蒲郡市及び新城市消防通信指令事務協議会（愛知県）
  - ・平成 16 年から 2 市で運用を開始し、平成 20 年 1 市、平成 22 年に 1 市が加わり、管轄人口 71 万人規模で実施
  - ・管理執行協議会方式（地方自治法第 252 条の 2）により実施
  
- (3) 四日市市及び桑名市消防通信指令事務協議会（三重県）
  - ・平成 19 年から 2 市で運用を開始し、管轄人口 55 万人規模で実施
  - ・管理執行協議会方式（地方自治法第 252 条の 2）により実施
  
- (4) 川西市、猪名川町消防通信指令事務協議会（兵庫県）
  - ・平成 19 年から 1 市 1 町で運用を開始し、管轄人口 19 万人規模で実施
  - ・管理執行協議会方式（地方自治法第 252 条の 2）により実施
  - ・宝塚市が加わり 2 市 1 町で平成 23 年度から運用を開始し、管轄人口 40 万人規模で実施
  
- (5) 焼津市、島田市消防指令事務委託（静岡県）
  - ・平成 20 年から運用を開始し、管轄人口 25 万人規模で実施
  - ・島田市が焼津市に消防指令業務を委託する事務委託方式（地方自治法第 252 条の 14）により実施
  
- (6) 金沢市、かほく市、津幡町、内灘町消防通信指令事務協議会（石川県）
  - ・平成 20 年から 2 市 2 町で運用を開始し、管轄人口 55 万人規模で実施
  - ・管理執行協議会方式（地方自治法第 252 条の 2）により実施
  
- (7) 柏市、我孫子市消防通信指令事務協議会（千葉県）
  - ・平成 22 年から 2 市で運用を開始し、管轄人口 53 万人規模で実施
  - ・管理執行協議会方式（地方自治法第 252 条の 2）により実施
  
- (8) 尼崎市、伊丹市消防通信指令事務協議会（兵庫県）
  - ・平成 23 年から 2 市で運用を開始し、管轄人口 53 万人規模で実施
  - ・管理執行協議会方式（地方自治法第 252 条の 2）により実施

## 第3章 基本計画の検証及び検討

ここでは、奈良市と生駒市で平成24年11月に策定した基本計画第2章の内容について、検証及び検討した結果をまとめました。

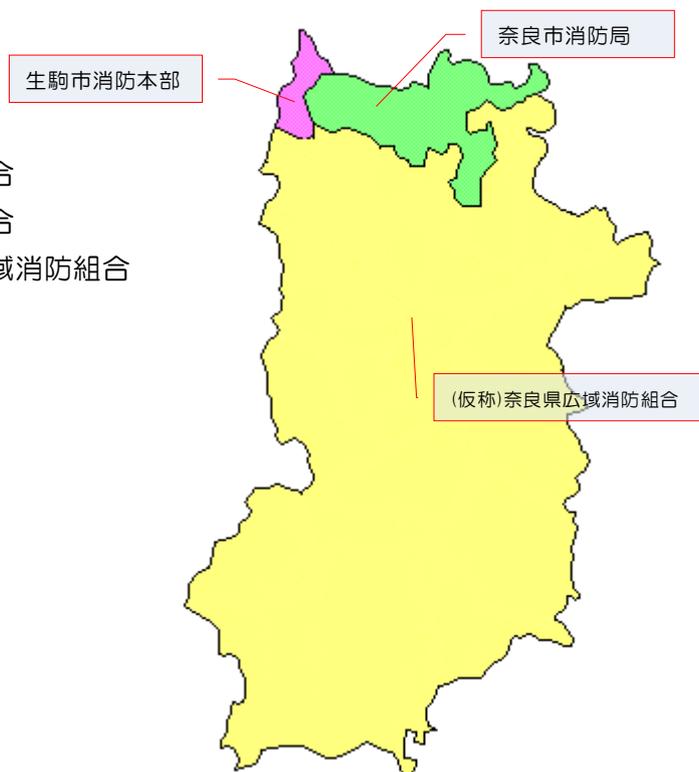
### 1 消防指令業務の共同化を行う市町村の組合わせについて

#### ◇現状・課題等について

#### (1) 奈良県下での組み合わせについて

現在、平成28年運用開始を目標に、奈良県下において、**消防指令業務のみの共同運用**を考えた場合の組み合わせとしては下記の4パターンが想定されます。

- ① 奈良市＝生駒市
- ② 奈良市＝(仮称)奈良県広域消防組合
- ③ 生駒市＝(仮称)奈良県広域消防組合
- ④ 奈良市＝生駒市＝(仮称)奈良県広域消防組合



#### (2) 消防通信指令システムの更新計画について

##### 奈良市

現在、使用中の消防通信指令システムは、平成17年3月から10年間のリース契約を締結しており、更新時期について平成25年度に実施設計、平成26年度から平成27年度の2力年で整備し平成28年3月1日運用開始を計画しています。

##### 生駒市

現在、使用中の消防通信指令システムは、補助金を利用し平成16年度整備、平成17年4月から運用を開始しており、更新時期について平成26年度に整備、平成27年4月運用開始を計画しています。

### (3) 消防救急無線のデジタル化整備について

#### 奈良市

平成24年度に実施設計、平成25年度に整備を完了し平成26年度運用開始で計画しています。

#### 生駒市

国の平成23年度補正予算を利用し、平成24年度に実施設計及び整備を完了し平成25年4月運用開始で計画しています。

### (4) 救急搬送における収容病院について

#### 奈良市

平成24年中に奈良市で発生した救急事案で搬送した14,998人のうち、生駒市の病院へ搬送した人員は652人で約4.4%になります。

#### 生駒市

平成24年中に生駒市で発生した救急事案で搬送した3,874人のうち、**奈良市の病院へ搬送した人員は1,014人で約26.2%**になり、生駒市にとって重要な医療圏の一役となっています。

## ◆検討・対策等について

### (1) 奈良県下での組み合わせについて

奈良市と生駒市の組み合わせは、本委員会で共同化について検討を進めていますが、その他の組み合わせについては、現在、奈良県消防広域化協議会において平成25年10月の統合に向けて11消防本部が協議、調整を進めており、現時点において、消防指令業務のみの共同化について協議、調整を行うのは困難と考えられます。

### (2) 消防通信指令システムの更新時期について

両市の消防通信指令システムの更新予定の時期は、奈良市が平成28年3月、生駒市が平成27年4月と近く、指令業務共同化により更新時期を合わすと仮定すると、整備に2年間を要することから生駒市の更新予定である平成27年はスケジュール的にも困難であり、また、奈良市にとってはリース期間満了1年前での契約解除行為が必要となることなどを勘案すると、買い取りで整備された生駒市の消防通信指令システムの更新を1年延長し平成28年3月若しくは4月で調整することが望ましいといえます。

### (3) 消防救急無線のデジタル化整備について

両市の消防救急無線のデジタル化整備については、平成28年5月のアナログ停波までに整備を完了しなければならないことから奈良県消防広域化協議会からの脱会后、直ちに単独市での整備の方針を切り替え、国が行う財政措置等を活用し単独整備での準備を進めました。

生駒市は平成25年3月整備完了予定で、奈良市は平成26年3月運用開始に向けて事務を進めていることから、現時点において消防救急無線を含めての共同整備は困難であるといえます。

### (4) 救急搬送における収容病院について

奈良市と生駒市は、阪奈道路、ならやま大通りなど主幹道路を活用することにより傷病者の収容に要する時間短縮を図るため、病院選択時には市域を越えて収容病院を決定し搬送しており、消防指令業務を共同すると仮定した場合、両市の救急搬送状況等の情報共有によりメリットがあるといえます。

## ■まとめ

奈良県下で、消防指令業務の共同運用の仕組みを使って整備費用の削減、市民サービスの向上等をめざし市町村の組み合わせを検討した場合、現在組織体制等の調整、協議中の奈良県広域化協議会を含んだ組み合わせは困難であると考え、その結果、奈良県消防広域化協議会で進められている組織との組み合わせを除くと、現時点では奈良市と生駒市の組み合わせで検討を進める選択が現実的であるといえます。具体的には、奈良県広域化協議会では中和広域消防組合消防本部庁舎を改修し指令センターを構築する計画を既に樹立されており、今の段階で奈良市若しくは生駒市との指令業務の共同化及び指令センターの共同整備を奈良県広域化協議会に調整を図ろうとすることは、指令センター機器類等の収容スペースの問題等、物理的にも日程的にもその他多くの問題が発生することが予想され困難であると考えます。

## 2 共同消防指令センターを設置する場所について

### ◇現状・課題等について

#### (1) 両市の通信指令室の設置場所について

##### 奈良市

奈良市の通信指令室は奈良市の災害時の避難所及び防災学習施設として平成7年竣工された奈良市防災センター3階に設置しています。当該施設は、奈良市の防災拠点として耐震性、非常時の電源確保等にすぐれており、災害時の情報集約の拠点として通信指令室の設置場所として、現時点では最適な設置場所として運用しています。

##### 生駒市

生駒市の通信指令室は、現在のⅡ型指令台を収容するのが限度でⅢ型を設置することは困難であると考えます。そのことから、生駒市に指令センターを設置するとしたら新たに土地を取得し、建物を新築したうえで指令センターを収容することになり、経費の面でも問題があります。

#### (2) 通信指令室設置環境について

2市の指令室を奈良市防災センターに設置した場合、両市の職員、機器類等の収納等十分な施設環境が整っているのか検証する必要があります。

## ◆検討・対策等について

### (1) 両市の通信指令室の設置場所について

消防指令業務は電話回線、専用回線、無線等を活用して災害の覚知と出動、部隊統制等を行う業務であり、指令業務職員が災害場所へ直接出動するものではなく、通信指令室の設置場所が市内、市外等の距離による影響を受けにくい業務であり、生駒市の通信指令室を奈良市内に設置することは可能であると考えられます。生駒市で災害が発生した場合は、現場活動等の情報収集用として、生駒市消防本部庁舎内に共同消防指令センターの情報を随時モニターできる情報表示盤の設置等の対応策を講じることが必要となります。

### (2) 通信指令室設置環境について

#### ア 通信指令室の附帯設備

非常電源、空調設備等を完備しています。停電時には、発電発電機により72時間対応可能となっています。

#### イ 指令要員の勤務環境

仮眠室ベッド14床（女子用2床含む。）入浴施設等、1当務16名までの宿直勤務に対応できますが、現在の仮眠室ベッドは、2段ベッドをカーテンで仕切ったもので、勤務日の異なる職員が3名1組となり共用して使用していることから、プライバシーの保護、感染防止等、配置職員の勤務環境について協議する必要があります。

男子用2床（2段ベッド）×6



女子用個室2床（2段ベッド）×1



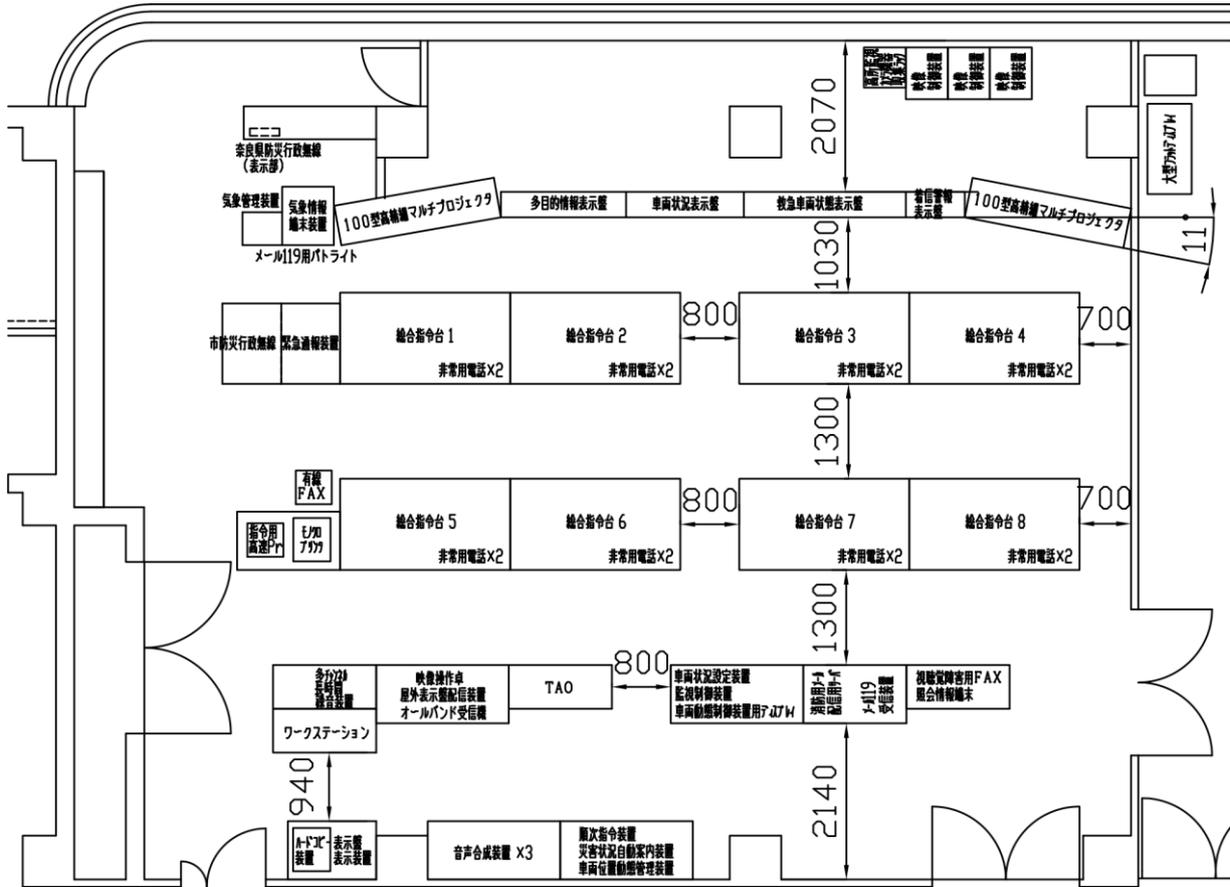
#### ウ 指令台等設置スペース

現在、奈良市防災センターに設置している高機能消防指令センターは、消防防災施設整備費補助金交付要綱で区分するⅢ型を収容しており、現在、奈良市40万規模に対して6台の指令台を装備していますが、共同化を想定して人口50万規模対応として、指令台を8台とした場合の共同消防指令センターの指令台及びサーバー等の装置を収容にも対応する十分なスペースを有しています。

【指令室】

現在の奈良市の指令室に、高性能消防指令センターⅢ型（指令台8台）を設置した場合の指令室配置図

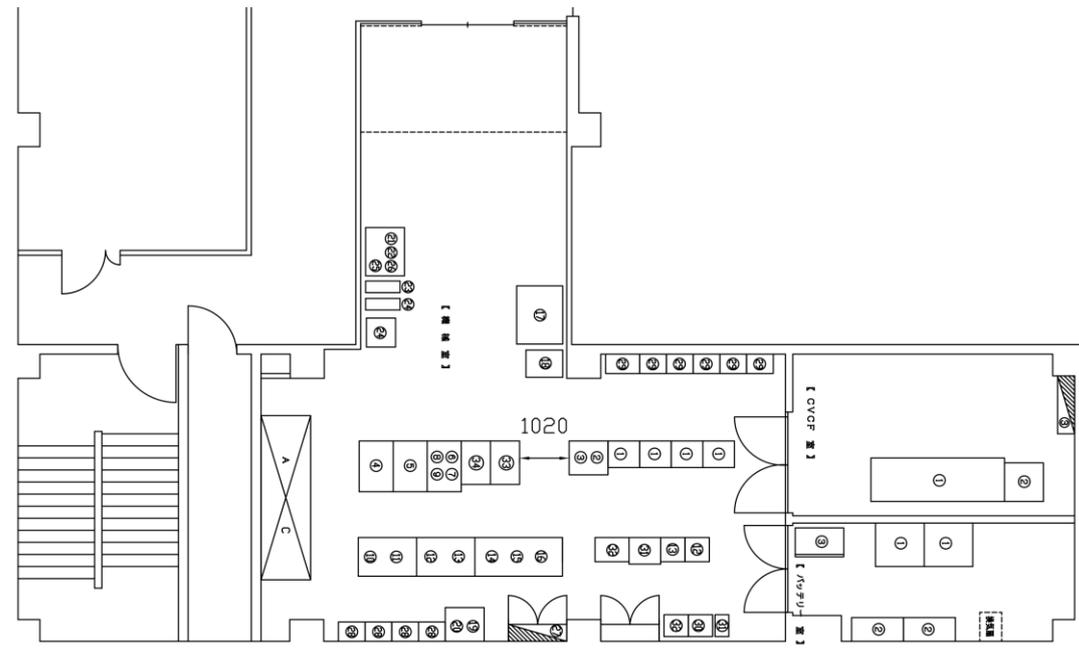
共同消防指令センター指令室（指令台等機器配置予想図）



【PC室（CVCF等含む。）】

高性能消防指令センターⅢ型に必要な設備（サーバー等PC類）を収容する十分なスペースが確保されています。

PC室（共同消防指令センター装置配置予想図）



## エ セキュリティ

指令室、コンピュータ室等の入退室は、磁気カードによりセキュリティを確保していますが、現在、3階スペースは、指令課と救急課が同事務所を共有し使用していることから何らかの対策が必要となります。

### ■まとめ

共同消防指令センターの設置場所を検討した場合、費用面、収容スペース面等を考えると奈良市消防局の通信指令室がある奈良市防災センターに設置することが効率的であるといえますが、生駒市への情報提供のための情報表示盤の設置、通信指令室のセキュリティの強化及び職員の安全衛生面とプライバシー保護の観点から仮眠室の個室化等、奈良市防災センターの改修について協議する必要があります。

### 3 共同運用を行う方式の選択について

#### ◇現状・課題等について

消防指令業務の共同化先行事例8地域において7地域が協議会方式で運用されています。

( H23.4 現在 )

1	柏市・我孫子市消防通信指令事務協議会	協議会方式
2	金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会	協議会方式
3	沼津市、三島市、裾野市、長泉町及び清水町消防通信指令施設運営協議会	協議会方式
4	焼津市消防防災局（島田市消防本部の委託）	委託方式
5	東三河消防通信指令事務協議会	協議会方式
6	四日市市、桑名市消防通信指令事務協議会	協議会方式
7	宝塚市、川西市及び猪名川町消防指令事務協議会	協議会方式
8	尼崎市・伊丹市消防指令事務協議会	協議会方式

#### ◆検討・対策等について

＜抜粋＞奈良市・生駒市消防指令業務の共同運用基本計画

※ 共同運用を行う方式の選択にあっては、基本計画策定時に整備及び運営時の費用算定並びに職員の配置等において共同運用を行う方式の選択については、ある程度の方針決定が必要であったことから、基本計画策定時の検討した結果をここで再掲させていただきます。

#### (1) 協議会方式（管理執行協議会）の検証

消防指令業務の共同運用の先行事例の多くが当方式を採用しており、関係地方公共団体から派遣された職員がそれぞれ派遣元の地方公共団体の身分を有したまま、その事務を処理することから、権限の委譲及び派遣職員の身分の変更がなく、また、責任の所在にあっても両市の連帯責任となるなど、消防指令業務の共同運用を行う方式として効率的な方式といえます。

協議会への派遣される職員の職務専念義務免除の解釈は、派遣される協議会で任用消防本部の職務に当たることから職務専念義務免除の手続きは必要ないものと考えます。

#### (2) 事務委託方式の検証

消防事務全般を委託することが一般的で、消防指令業務のみを委託した場合、委託側、受託側との指令業務以外の消防業務との分解点の決定が困難となり、消防責任の観点から問題発生が予想されます。

＜例＞

(ア)火災出動を例にした場合

119番通報を受けて各消防本部の出動計画により車両を編成し火災現場に出動させることについては消防指令業務として受注側の責任において業務が遂行されるが、火災現

場への侵入路、火災防ぎよに係る戦略の指示等、消火部隊との無線統制については、消火業務と連携しながらの業務であり、どこまでの無線統制の業務が指令業務であるのか、消防活動に問題が発生した場合、委託側、受託側の責任分解点の判断が困難です。

(イ)共同消防指令センターの整備を例にした場合

消防指令センターの整備をする場合、119番通報の受報に係る設備、出動指令に係る消防通信指令システム整備のみならず、当該システムに関連した予防業務、職員管理、災害報告、統計処理等の消防業務全般を包括しており、整備する際、どこまでが指令業務の委託であるかの分解点が困難です。

(ウ)関係機関との窓口を例にした場合

現在、各指令室が担う業務として24時間体制での市民からの窓口として消防業務全般のみならず市が行っている業務についても対応しており、指令業務のみの委託とした場合の分解点が困難です。

(3) 一部事務組合方式の検証

消防業務全般について一部事務組合（特別地方公共団体）を設置されている事例は多くありますが、指令業務に限って、一部事務組合とすることは、各市町村（普通地方公共団体）とは別組織となることから、会計事務、議会の設置等、一部事務組合の組織を運営するための事務を行う人員が必要となるなど、指令業務のみを行う組織としては非効率な運営方式となります。

(4) 吏員の共同方式の検証

共同設置する吏員の身分・給与等の処遇を統一することが必要となり、各市からの派遣職員で運営しようとした場合、実現が困難です。また、共同設置される職員は複数の消防長の指揮下になり役割、責任の所在が不明確になります。

■まとめ

消防消第141号（平成17年7月15日）消防庁次長通知では、「指令センターの業務については事務委託方式を原則とすることが望ましい」と記されていますが、奈良市、生駒市の共同処理する事務内容、組織の規模等を勘案すると、上記、検討結果より協議会方式が権限の委譲、派遣職員の処遇及び責任の所在等において両市にとって最も効果的な方式であると考えます。

## 4 共同消防指令センターの費用負担の按分について

### ◇現状・課題等について

消防指令センターを共同で整備した場合の費用負担の考え方としては、均等割り、単独整備費用に応じて負担する方法、人口比による方法等が考えられますが、按分については両市で協議し規約で決定するのが一般的です。

#### (1) 両市で使用する設備の費用負担の按分について

指令設備の整備費用には、両市で使用する設備は両市で定める費用負担按分により費用を負担し、個々の市で単独で使用する設備は必要とする市が負担することを原則とし、按分の根拠が明確に説明できるように調査、検討を行う必要があります。

#### (2) 費用負担の按分について

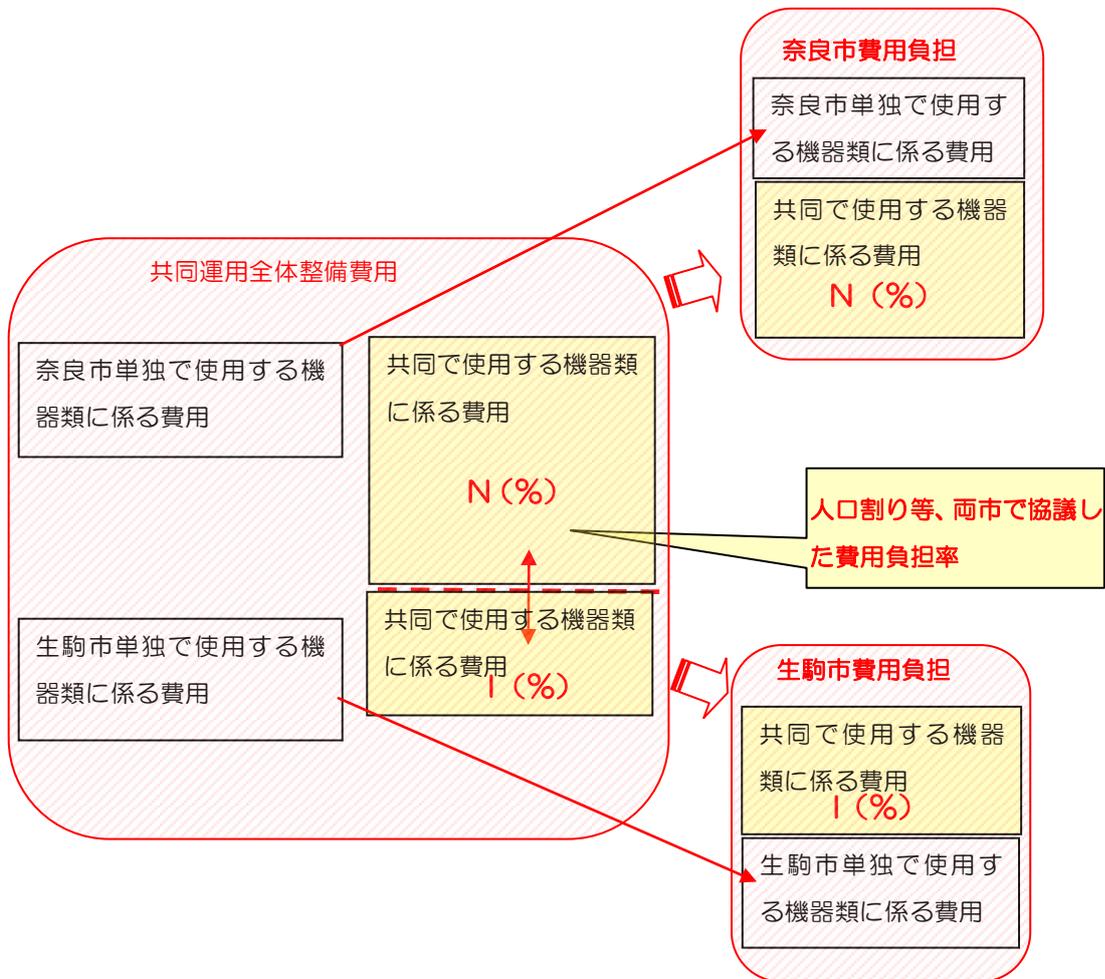
( H24 年調査 )

1	柏市・我孫子市消防通信指令事務協議会	換算割合 (100%) = 人口 (100%)
2	金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会	換算割合 (100%) = 人口 (100%)
3	沼津市、三島市、裾野市、長泉町及び清水町消防通信指令施設運営協議会	人口割合 (災害受付件数等を考慮)
4	焼津市消防防災局 (島田市消防本部の委託)	委託方式 のため調査外
5	東三河消防通信指令事務協議会	換算割合 (100%) = 人口 (100%)
6	四日市市、桑名市消防通信指令事務協議会	人口割50%・基準財政需要額50%
7	宝塚市、川西市及び猪名川町消防指令事務協議会	人口割50%・基準財政需要額50%
8	尼崎市・伊丹市消防指令事務協議会	人口割50%・基準財政需要額50%

## ◆検討・対策等について

### (1) 両市で使用する設備の費用負担の按分について

指令設備の整備費用には、両市で使用する設備は両市で定める費用負担按分により費用を負担し、個々の市で単独で使用する設備は、使用する市で全額負担することが両市にとって平等な按分方法であると考え、下記按分の考え方を提案します。



## (2) 費用負担の按分について

すでに共同運用を行っている先行事例からも言えるように、指令業務の内容から人口による按分を基本として、基準財政需要額や災害受付件数等を考慮して決定し運用されています。

ここでは、按分に使用する項目等について検討しました。

	按分項目	単位	合計	奈良市	比率	生駒市	比率	
①	人口	H24年4月1日現在	人	487,388	366,429	75%	120,959	25%
		H22年国勢調査	人	484,704	366,591	76%	118,113	24%
②	基準財政需要額 (H24年4月)	千円	5,673,628	4,150,761	73%	1,522,867	27%	
③	災害件数 (H23年中)	件	20,144	16,042	80%	4,102	20%	
④	面積 (H24年4月)	k m <sup>2</sup>	330.02	276.84	84%	53.18	16%	
⑤	消防職員数 (H24年4月)	人	540	400	74%	140	26%	
⑥	署所数 (H24年4月)	所	15	11	73%	4	27%	
⑦	車両数 (H24年4月)	台	106	83	78%	23	22%	

### ①人口による按分の検証

人口は、火災、救急等の発生件数や住民からの災害通報や問い合わせの件数等に直接的に関連をもつ項目であるので、**住民への公平性が高い費用負担の基本として考えるべき項目**であります。なお、人口統計については、同じ条件で国が行う最新の国勢調査結果を基にすることが公平であるといえます。

### ②基準財政需要額による按分の検証

基準財政需要額とは、各自治体が標準的な行政を合理的水準で実施したと考えたときに、必要と想定される一般財源の額（ここでは、消防費に係る額）であることから、**財政に対する公平性が高い項目**であります。

### ③災害件数（火災、救急、救助、その他）による按分の検証

火災、救急、救助等の災害発生件数による按分は、人口による按分と同類的な項目であることと、突発的な災害等（ゲリラ豪雨による水害等）により一時的に件数が増加する可能性がある項目であるので按分項目としては公平性に欠けるものといえます。

### ④面積による按分の検証

面積による按分は、消火活動や救急活動に係る装備や人員、署所の設置等に関連する按分項目としては公平性が高い項目といえますが、住民からの通報、活動車両への通信業務等を行う指令業務に係る費用の按分項目には公平性に欠けるものといえます。

### ⑤消防職員数による按分の検証

消防職員は各市が消防力強化のため費用を費やし充実してきたもので、職員数の比率と費

用負担を比例して按分することは公平性に欠けるものといえます。職員数を按分項目とするのであれば、何らかの係数や計算式を加えることが必要と考えます。

⑥署所数による按分の検証

⑤と同様

⑦車両数による按分の検証

⑤と同様

## ■まとめ

上記、検証結果から、住民への公平性が高い人口による按分、財政的な公平性が高い基準財政需要額を費用負担の按分の軸とするのが公平と考えることから、人口及び基準財政需要額を50%ずつ算入しての費用負担の按分方法を提案します。

平成22年国勢調査結果による人口按分（50%）平成24年度基準財政需要額按分（50%）の按分方法で試算した結果は、奈良市：生駒市＝74.5：25.5 の費用負担率となります。当該負担率は、協議会が設立した場合、そのときの最新の国勢調査結果による人口と基準財政需要額で再度計算し規約等で定めることとなります。

### 人口按分（50%）基準財政需要額按分（50%）

		奈良市	生駒市	合計
①人口 (平成22年国勢調査)	人口 (人)	366,591	118,113	484,704
	割合 (%)	76%	24%	100%
	換算割合50%	38%	12%	50%
②基準財政需要額 (平成24年度算定)	金額 (千円)	4,150,761	1,522,867	5,673,628
	割合	73%	27%	100%
	換算割合50%	36.5%	13.5%	50%
<u>費用負担率 (%)</u>		<u>74.5%</u>	<u>25.5%</u>	<u>100%</u>

## 5 共同消防防災施設等の整備に係る主な財政措置

### ◇現状・課題等について

ここでは、奈良市生駒市消防指令業務の共同運用基本計画第2章6での試算結果から、2市で共同運用を計画した場合、**現時点で最も有利な国の財政措置として消防防災施設整備事業（デジタル関連事業等）**となっています。

＜抜粋＞奈良市・生駒市消防指令業務の共同運用基本計画

#### ② 消防防災施設整備事業（デジタル化関連事業等）

＜条件＞高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するもの

防災対策事業債 90%	一般財源 10%
(交付税算入率 50%)	

◆共同整備見積もり額→1,444,831

(単位：千円)

	整備費 (A) + (B)	※1地方債 (90%) (A)	一般財源 (10%) (B)	※2実質負担額
奈良市負担額 <b>74.5%</b>	1,076,399	968,759	107,640	592,019
生駒市負担額 <b>25.5%</b>	368,432	331,589	36,843	202,638
共同整備費合計	1,444,831	1,300,348	144,483	794,657

※1 地方債交付税算入率 50%

※2 実質負担額は、地方債の交付税算入額を除いたものと、一般財源の合計額

#### (3) 財政支援別整備費用実質負担額比較表

(単位：千円)

	単独整備費 (財政支援無し)	国庫補助		地方債	
		単独補助	共同整備	単独整備	共同整備
奈良市	1,276,306	1,038,456	899,201	989,137	592,019
生駒市	439,435	313,423	307,780	340,562	202,638

## ◆検討・対策等について

### (1) 消防防災施設整備事業（デジタル関連事業等）での試算

消防防災施設整備事業（デジタル関連事業等）を活用し人口按分（50％）基準財政需要額按分（50％）により試算し、単独で整備した時の費用と比較しました。ここでは、両市にとって有利な財政措置を検証することを目的としているため、共同で整備する部分と単独で整備する部分を考えないで全体費用として試算しています。また、起債申請での10万円以下切り捨て額は考慮しておりません。

#### ① 個々の市での単独整備費（試算）

##### ◆消防防災施設整備事業（防災基盤整備事業）

<対象事業>

防災行政無線、消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）

<b>防災対策事業債 75%</b> (交付税算入率 30%)	一般財源 25%
------------------------------------	-------------

(単位：千円)

	整備費 (A) + (B)	※1地方債 (75%) (A)	一般財源 (25%) (B)	※2実質負担額
奈良市単独整備	1,276,306	957,229	319,077	989,137
生駒市単独整備	439,435	329,576	109,859	340,562
単独整備費合計	1,715,741	1,286,805	428,936	1,329,699

※1 地方債交付税算入率 30%

※2 実質負担額は、地方債の交付税算入額を除いたものと、一般財源の合計額

#### ② 両市共同での整備費（奈良市 74.5%生駒市 25.5%の費用負担率で試算）

##### ◆消防防災施設整備事業（デジタル化関連事業等）

<対象事業>

高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防の広域化に伴い整備するもの

<b>防災対策事業債 90%</b> (交付税算入率 50%)	一般財源 10%
------------------------------------	-------------

(単位：千円)

	整備費 (A) + (B)	※1地方債 (90%) (A)	一般財源 (10%) (B)	※2実質負担額
奈良市負担額 <b>74.5%</b>	1,076,399	968,759	107,640	592,019
生駒市負担額 <b>25.5%</b>	368,432	331,589	36,843	202,638
共同整備費合計	1,444,831	1,300,348	144,483	794,657

※1 地方債交付税算入率 50%

※2 実質負担額は、地方債の交付税算入額を除いたものと、一般財源の合計額

## (2) 緊急防災・減災事業での試算

平成25年度の国の財政措置として地方公務員給与費の臨時特例に対応し、緊急に防災・減災事業に取り組むため、緊急防災・減災事業費（地方単独事業）が4,550億円計上されていることから、当該財政措置を活用できるものとして試算を行いました。ここでは、両市にとって有利な財政措置を検証することを目的としているため、共同で整備する部分と単独で整備する部分を考えて全体費用として試算しています。また、起債申請での10万円以下切り捨て額は考慮しておりません。

両市共同での整備費（奈良市74.5%生駒市25.5%の費用負担率で試算）

＜対象事業＞

災害に迅速に対応するための情報網の構築

- ・防災行政無線のデジタル化
- ・消防救急無線のデジタル化

・広域化等に伴う高機能消防指令センターの整備（※） など

※今回新たに対象とされた事業

＜条件＞ 国の周波数再編に伴うデジタル化関連事業として平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで市町村の消防広域化に伴い整備するもの又は複数の消防本部が共同で整備するものの整備を支援する。

緊急防災・減災事業債 100%
(交付税算入率 70%)

(単位：千円)

	整備費 (A)+(B)	※1地方債 (100%) (A)	一般財源 (0%) (B)	※2実質負担額
奈良市負担額 <b>74.5%</b>	1,076,399	1,076,399	0	<b>322,920</b>
生駒市負担額 <b>25.5%</b>	368,432	368,432	0	<b>110,529</b>
共同整備費合計	1,444,831	1,444,831	0	433,449

※1 地方債交付税算入率70%

※2 実質負担額は、地方債の交付税算入額を除いたものと、一般財源の合計額

### ■まとめ

ここでは、前検討項目での結果により人口按分(50%)基準財政需要額按分(50%)（奈良市74.5%生駒市25.5%）の費用負担率を採用し、国の財政措置を活用して整備した場合の効果額を算定した結果、単独市で整備を行うより、奈良市では397,118千円、生駒市では137,924千円の費用削減が見込まれ、複数の消防本部が共同で整備するものという条件を活かし消防防災施設整備事業（デジタル関連事業等）を活用することが基本計画での検討どおり効果的であります。参考に平成25年度の国の財政措置として予定されている緊急防災・減災事業債（複数の消防本部が共同で整備が条件）を活用した場合は、更に、費用の削減が見込まれ、単独市で整備を行うより、奈良市では666,217千円、生駒市では230,033千円の削減となります。平成26年度から平成27年度の整備になりますので、実施設計を基にした整備費用により平成26年度の国の財政措置等を使って試算し最も有利な財政措置の活用を決定する必要があります。

## 6 共同消防指令センター機器の導入方法の検討について

### ◇現状・課題等について

#### (1)共同消防通信指令センターの機器の導入方法について

##### 奈良市

現在、使用中の消防通信指令システムは、平成17年3月から10年間のリース契約（年リース料170,385,264円）を締結しており、契約内容には当該システム運用に係る保守料等の費用を含むものとなっています。

##### 生駒市

現在、使用している消防通信指令システムは、平成16年度整備、平成17年度から運用を開始しています。

この整備は、整備費約215,000千円（補助金あり）で買い取りにて行いました。その後年間約10,000千円の保守点検費を計上し維持にあたっています。

また、昨年度は構築以来5年以上経過し、ハード面の更新及び車両動態の通信方法の変更に伴うFOMA化などで約15,000千円の費用がかかっています。

その他にも、各種サーバーの更新、車両端末の更新などを行っています。

#### (2)共同消防指令センター機器類のリース、買取りの比較

共同消防指令センター機器を買取りで整備した場合、国の財政措置を活用することで実質的な負担が軽減されますが、購入後の機器類の保守については、購入メーカーとの随意契約となりメーカー間の競争が働かないことから価格的に不利な状況になります。リース契約（保守込み。）を行う場合は、入札時に保守費用を含めての一般競争入札なので、保守費用にもメーカー間の競争が働くが、国の財政措置が活用できないデメリットがあります。

#### <抜粋>奈良市生駒市消防指令業務の共同運用基本計画

	買取りと比較した場合のメリット	買取りと比較した場合のデメリット
資金面	導入時に多額の資金調達を必要としない。	有利な条件(国庫補助、地方債等)で買い取りが可能な場合リース料の方が割高になる。
リース物件	消防指令センター機器の多くは技術革新が速く耐用年数が4年から5年であるパソコン等で構成されていることから、当該機器の保守、更新等の対応からリースの方が安定した機器管理が可能	机や椅子のように長く使用し、陳腐化が遅く、耐用年数が長い物件は、購入の方が有利である。
安全面	消防指令センター機器については、常時安定稼働が必要とされることからメンテナンスリースによる機器の維持管理は表面上現れるコスト以外にも軽減できるコストは多い。	

## ◆検討・対策等について

共同消防指令センター機器類の購入について買取り及びリースのメリットを生かせるような契約方法がないか検証しました。

### ①買取りの契約例

(契約金額)

第〇条 契約金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)

※買取りで購入した場合、国の財政措置を活用できます。

※買取りで購入した場合、整備完了後の1年間保障期間を経て保守契約を同メーカーと随意契約を締結することになります。

保守契約が随意契約となり、メーカー間の競争が発生しません。

### ②リース契約例（保守料込み。）

(賃貸借期間)

第〇条 賃貸借期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までとする。

(賃貸借料)

第〇条 この契約に係る賃貸借料は、月額 金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額金 円）とする。

(月額 金 円×12カ月＝ 円)

※仕様書にリース期間中の保守内容を明記します。

保守費用含めての入札により、保守費用にもメーカー間の競争が発生します。

※リース契約の場合、国の財政措置が活用できません。

### ③買取り契約と保守契約を合わせた契約例（5年間の保守込み。）

※<例>平成26年度から2カ年の整備と仮定した場合の例

(ア) 契約書記載

(請負代金額)

第〇条 請負代金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円)

この契約についての各年度の支払限度額、支払予定額又は支払額は次のとおり。

平成26年度支払限度額	$a \times 0.9$	円	平成26年度出来高予定額 a	円	} 買取費用
平成27年度支払予定額	$(a + b) - a \times 0.9$	円	平成27年度出来高予定額 b	円	
平成29年度支払額		円	} 保守費用		
平成30年度支払額		円			
平成31年度支払額		円			
平成32年度支払額		円			
平成33年度支払額		円			

消防通信指令システムの整備は2カ年で行うことから、買取費用を債務負担行為での支出を行い、ここでは年度毎の出来高を支払い額の内容と平成29年度からの保守費用の金額を定めている。

(イ) 入札説明書記載<例>

入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

(1) ~ (5) 略

(6) 確認申請書等のうち別紙5費用内訳書中の保守費用の合計金額（5年間分）が、入札価格の額に100分の18を乗じて得た額以上である者

(7) 略

仕様書の別紙に費用の内訳書に各機器類の保守費用を記載

※買取りで購入時の契約金額と、整備完了後の1年間保障期間を経て保守に伴う契約金額を一入札、一契約で行う。保守の内容は仕様書に明記します。また、機器購入と保守委託を合わせての入札を行う為、契約書に保守に係る費用の上限を設定し、法外な保守料での入札を防止します。

※買い取りで購入した費用について、**国の財政措置が活用できます。**

#### ■まとめ

高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備する場合の財政措置とされている消防防災施設整備事業（デジタル化関連事業等）を活用することが、現時点で最も整備費用が抑えられるという試算結果より整備費用面から勘案すると買い取りによる当該措置が有効と考えますが、買い取りのデメリットでもある2年目から発生する保守委託について随意契約ではなく一般競争入札での価格競争を成立させるため、**買取り時の一般競争入札に保守委託を含むかたちで行うことが有効であり、買取契約と保守契約を合わせた契約例を参考に機器購入を行うことが財政的にも効果的な機器導入方法といえます。**

## 7 共同消防指令センターの主な機器構成例について

【抜粋】奈良市生駒市消防指令業務の共同運用基本計画

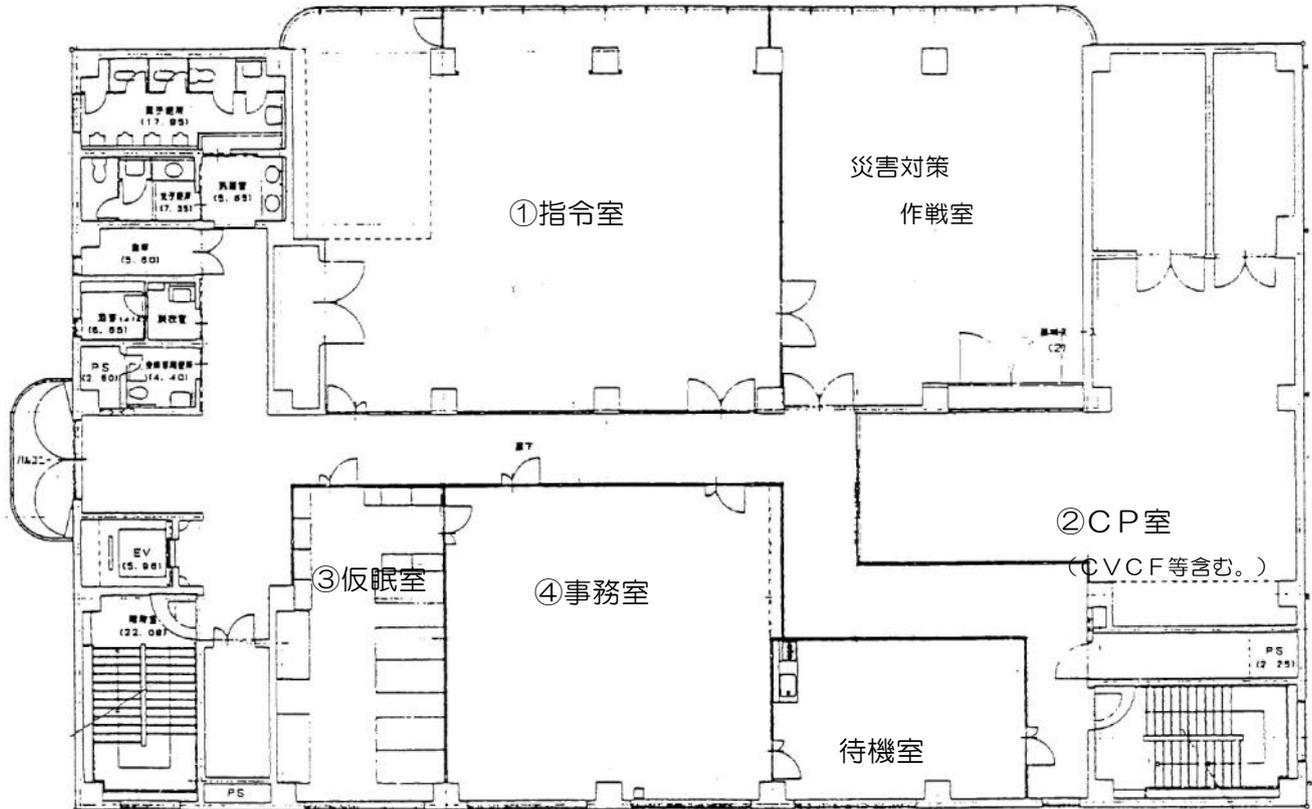
＜共同消防指令センター機器構成例＞

装置名		共同運用での主な機器構成		
		共同整備	奈良市	生駒市
指令装置	指令台	6台		
	自動出動指定装置	1式		
	地図等検索装置	1式(ディスプレイ16台)		
	長時間録音装置	1式		
	非常用指令設備	1式		
	指令制御装置	1式		
	携帯電話・IP電話受信転送装置	1式		
	プリンタ	1台		
	カラープリンタ	1台		
	スキャナ	1台		
	署所端末		11式	4式
指揮台		1台		
表示盤	車両運用表示盤	1面		
	支援情報表示盤	1面		
	多目的情報表示盤	1式	1式(作戦室用)	1式(作戦室用)
無線統制台		1台		
装置 電装 指令	指令情報送信装置	1式		
	指令情報出力装置		11式	4式
救急医療情報収集装置		(県)		
気象情報収集装置		1式	測器2式	測器1式
災害情報等自動案内装置			1式	1式
順次指令装置		1式		
音声合成装置		1式		
装置 運用 管理 出動 車両	管理装置	1式		
	車両運用端末装置		83式	15式
	車外設定端末装置		54式	10式
システム監視装置		1式		
電源装置	無停電電源装置	1式		
	直流電源装置(12V系)	1式		
	直流電源装置(48V系)	1式		
	非常用発動発電機	1式		
	非常用発動発電機(署所用)		11式	4式
発信地表示装置		1式		
位置情報通知装置		1式		
消防用高所監視装置		1式	1式	1式

## 8 共同で消防指令センターを設置した場合の庁舎改修に係る費用について

### ◇現状・課題等について

#### (1) 奈良市防災センター3階の現状について



奈良市防災センター3階平面図

竣 行 : 平成7年7月1日

建築面積 : 872.66 m<sup>2</sup>

延べ面積 : 3,021.372 m<sup>2</sup>

床面(3階) : 820.49 m<sup>2</sup>

構 造 : 鉄骨鉄筋コンクリート造 4階建

## ◆検討・対策等について

### 【事務室】

現在、指令課と救急課が同事務所を共有し使用していることから、救急課の事務室を別に確保し協議会との切り分けが必要となり、事務室の改修、または救急課を消防局庁舎へ移動するなどの、何らかの対策が必要となります。

### 【改修例】

現在、指令課と救急課で共用している事務室を協議会事務室と救急課を単独の事務室として改修した場合の費用を見積もりました。

＜事務室等改修工事（概算）見積もり＞

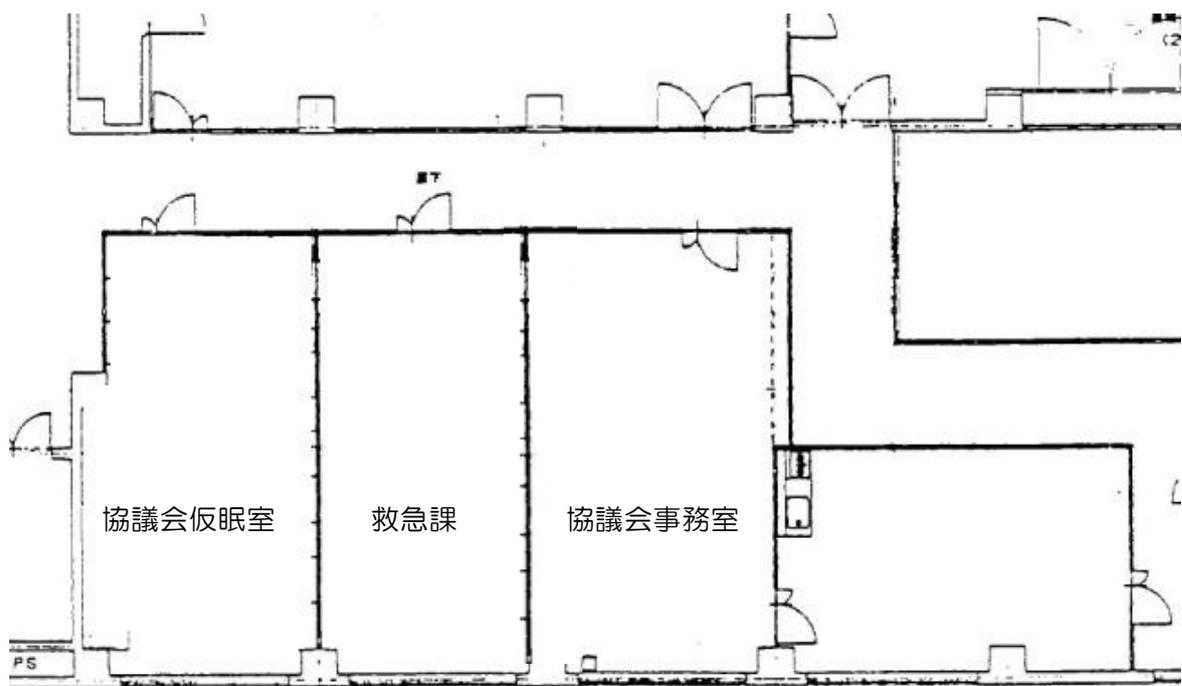
見積価格 600,000 円

消費税額等 30,000 円

見積金額合計 630,000 円

（工事内容）

- ・仕切工事費
- ・電話移設工事



## ■まとめ

ここでは、奈良市消防局情報救急室救急課と協議会を切り分けるための最低限の改修を（例）として見積もりましたが、共同消防指令センターを整備するための実施設計策定時に導入する装置類等を勘案し協議する必要があります。

## 9 協議会運営のための経費負担について

(費用負担率 奈良市 74.5% 生駒市 25.5%で試算)

	H23年実績及び 単価等	按分率	奈良市	按分率	生駒市	按分方法
<b>消耗品費</b>						
業務帳票印刷用トナー・用紙・その他消耗品	974,665	*0.745	726,125	*0.255	248,540	A
<b>燃料費</b>						
ガスタービン発電設備(H23年停電時使用実績)	0	*0.745	-	*0.255	-	A
<b>光熱水費</b>						
指令センター電気料金	8,231,410	使用料	6,132,400	使用料	2,099,010	B
指令センターガス料金	601,455	職員	364,518	職員	145,807	C
指令センター水道料金	571,158	床・職員	101,993	床・職員	40,797	D
<b>修繕料</b>						
消防庁舎管理経費 施設修繕料	88,725	*0.745	66,100	*0.255	22,625	A
<b>通信運搬費</b>						
切手代(強制取得分)	15,100	*0.745	11,250	*0.255	3,851	A
ビジネスイーサワイド(光回線) 共通回線費用	2,884,776	*0.745	2,149,158	*0.255	735,618	A
110転送(専用回線)	124,236	*0.745	92,556	*0.255	31,680	A
NTT大安寺(専用回線)	433,188	*0.745	322,725	*0.255	110,463	A
位置動態基地局側(車載端末データ受信用)	48,468	83台	37,951	23台	10,517	E
携帯転送回線(2回線)	91,523	*0.745	68,185	*0.255	23,338	A
車両位置情報取得(FOMA)	863,337	83台	676,009	23台	187,328	E
車両位置情報取得(64Kセンター機器使用料)	88,200	83台	69,062	23台	19,138	E
位置情報通知回線費用(IP-VPN)	505,704	*0.745	376,749	*0.255	128,955	A
回線切替工事費用	37,200	*0.745	27,714	*0.255	9,486	A
指令台発信専用電話代(2回線分)	788,710	*0.745	587,589	*0.255	201,121	A
警察専用電話代	124,236	*0.745	92,556	*0.255	31,680	A
テレガイド回線使用料(14回線分)	397,728	*0.745	296,307	*0.255	101,421	A
<b>手数料</b>						
貯水槽清掃及び水道設備点検手数料	164,850	床・職員	29,438	床・職員	11,775	D
自家用電気工作物点検手数料	393,876	床・0.745	73,359	床・0.255	25,110	G
高圧電気断路器操作手数料	84,000	床・0.745	15,645	床・0.255	5,355	G
地下タンク漏洩検査	99,750	床・0.745	18,578	床・0.255	6,359	G
<b>委託料</b>						
消防指令システム保守<リース料より概算>	36,540,000	*0.745	27,222,300	*0.255	9,317,700	A
J-ALERT保守業務委託	398,160	*0.745	296,629	*0.255	101,531	A
消防庁舎清掃業務委託	1,449,000	床・職員	258,750	床・職員	103,500	D
自動ドア保守点検業務委託	207,900	床・職員	37,125	床・職員	14,850	D
エレベータ保守管理委託	847,980	床・職員	151,425	床・職員	60,570	D
ガスタービン発電設備保守点検委託	509,985	床・0.745	94,985	床・0.255	32,512	G
消防用設備保守点検委託	155,400	床・0.745	28,943	床・0.255	9,907	G
<b>使用料及び賃借料</b>						
寝具賃貸借	96,360	6名	72,270	2名	24,090	F
空調設備(指令室・PC室)	2,288,160	*0.745	1,704,679	*0.255	583,481	A
<b>使用料</b>						
奈良市住宅地図使用料<奈良市分はリース料より概算>	3,900,000	市面積	3,271,547	市面積	628,453	E
合計	64,005,240					
奈良市防災センター費用負担	3,454,054		45,474,622		15,076,564	

※ 庁舎の使用料については、奈良市行政財産使用料条例の使用料の減免措置を行うことが適当と考えます。

※ 毎年、人口、基準財政需要額等の変動により費用負担率の見直し等を行い規程により定めま

す。  
※ 奈良市防災センターの1階、2階及び4階等に係る費用は 3,454,054 円 (H23年度実績より試算) となり、当該費用は奈良市が負担します。

### 按分方法A

両市で使用する設備の費用負担として協議した按分率で負担

### 按分方法B

当該月分の奈良市防災センター ×負担割合 × 請求単価  
※注

※注 共同消防指令センターに係る必要な電気使用量を、収容機器（電灯、空調、システム機器）の定格出力を基に算出し、奈良市防災センター全体の電気使用量実績値で除し、これに人口割合を乗じ負担割合を算出

### 按分方法C

当該月分の奈良市防災センター ×負担割合 × 負担割合 × 請求単価  
使用量（ガス） ※注1 ※注2

注1 共同消防指令センター勤務員数と奈良市防災センター勤務員数の割合から負担  
<例>

①共同消防指令センター勤務員（仮定）

日勤勤務者（8時間勤務） 4人（奈良2人、生駒2人）

※センター長、副センター長、情報管理2人を想定

三交替勤務者（24時間勤務）8人（奈良6人、生駒2人）×3＝24人

※三交替勤務者は、24時間勤務の為、日勤勤務者の3倍で計算

②奈良市防災センター

日勤勤務者（8時間勤務） 5人

共同消防指令センター：奈良市防災センター＝28人：5人

注2 共同消防指令センターで勤務する職員の割合

奈良：生駒＝20人（日勤2人、三交替勤務18人）：8人（日勤2人、三交替勤務6人）

### 按分方法D

奈良市防災センターに係る所要費用を床面積按分(1/4)で算出し、それを協議会職員数割で負担

※ 床面積の按分は、奈良市防災センターは4階建であり、その3階部分を協議会の占有として想定していることから 1/4 で算定しています。

### 按分方法E

使用する端末数等（車両、パソコン、市面積等）の割合で負担

### 按分方法F

共同消防指令センターで勤務する三交替勤務者に寝具賃借料（1名单価）の積で費用負担

### 按分方法G

奈良市防災センターに係る所要費用を床面積按分(1/4)で算出し、それを両市で使用する設備の費用負担として協議した按分率で負担

## ■まとめ

奈良市防災センターに設置している指令課指令室に係る費用（消防機器管理経費、電気水道等より、協議会を運営するための費用を費用負担項目毎に試算した結果、奈良市負担額45,474,622円、生駒市負担額15,076,564円となり、全体として奈良市75%、生駒市25%の費用負担率となりました。実際の費用負担率は、入札後、納入機器類が決定しないと使用電力や回線使用料等が算定できないため、協議会の運営経費の負担率は、整備機器の構成、配置人員等が決定している平成27年度下期に協議し定める必要があります。

## 10 消防指令業務の共同運用の配置人員について

### ◇現状・課題等について

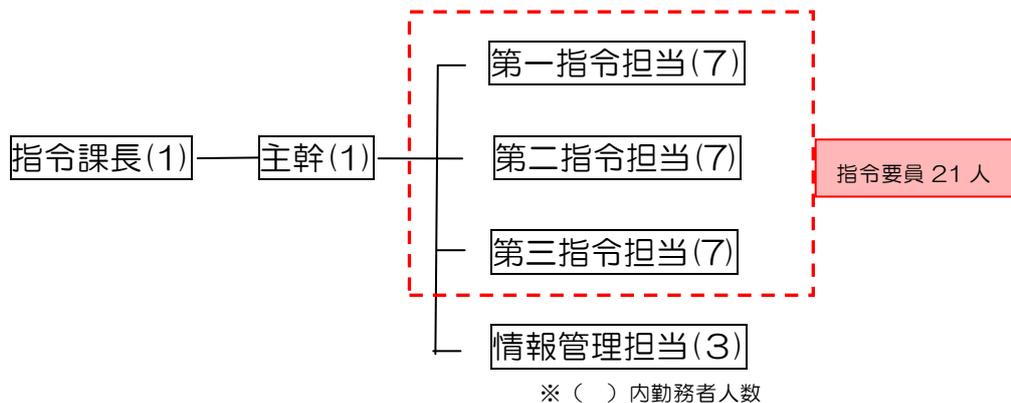
#### (1) 組織について

##### 奈良市

##### 奈良市消防局情報救急室指令課組織

三交替制勤務者21人、日勤勤務者5人

計26人（指令要員21人）

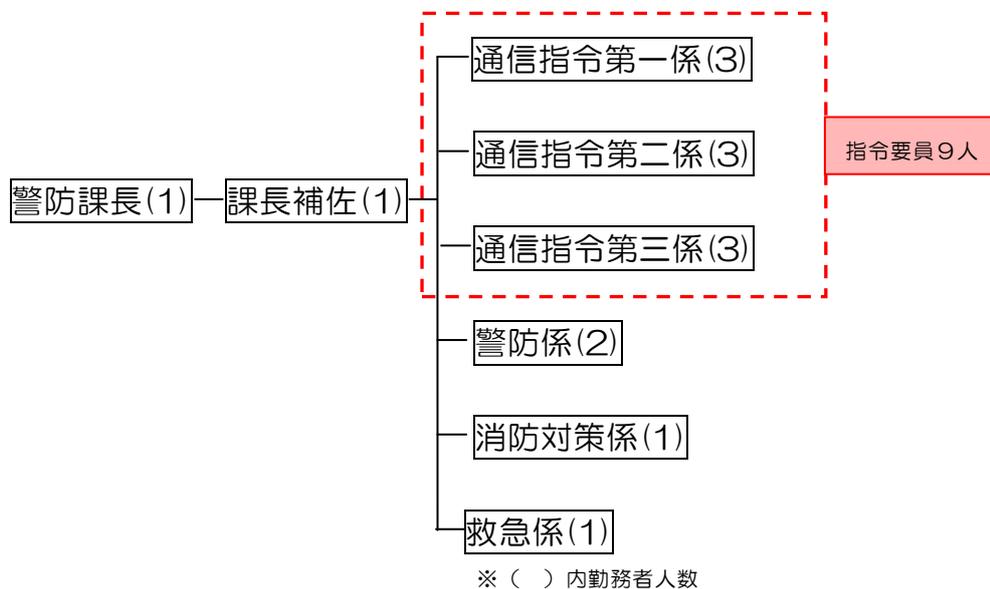


##### 生駒市

##### 生駒市消防本部警防課組織

三交替制勤務者9人、日勤勤務者6人

計15人（指令要員9人）



## (2) 先行事例消防本部について

( H24 年調査 )

1	柏市・我孫子市消防通信指令事務協議会	人口割合を基本として実情に合わせて設定
2	金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会	人口割合
3	沼津市、三島市、裾野市、長泉町及び清水町消防通信指令施設運営協議会	人口割合
4	焼津市消防防災局 (島田市消防本部の委託)	委託方式のため調査外
5	東三河消防通信指令事務協議会	基本は人口比率ですが、最低人員3名としています。(各班最低1名)
6	四日市市、桑名市消防通信指令事務協議会	共同運用前の指令職員数から各3名減じる(協議会議事にて決定)
7	宝塚市、川西市及び猪名川町消防指令事務協議会	人口割合
8	尼崎市・伊丹市消防指令事務協議会	人口割合

## (3) 共同消防指令センターへの配置人員について

両市の人口は、487,388人(平成24年4月1日現在)で、この人口から消防力の整備指針により算定すると指令業務職員(交代制勤務)は24.4人必要となります。

<消防力の整備指針>抜粋

(通信員)

第33条 消防本部及び消防署に、常時、通信員を配置するものとする。

2 消防本部に配置する通信員の総数は、おおむね人口10万ごとに5人とし、そのうち、常時、通信指令管制業務に従事する職員の数、2人以上とする。ただし、通信施設の機能により、効果的な対応が可能な場合にあっては、当該通信員の総数を減らすことができる。

## (4) 情報管理担当者の配置について

### 奈良市

奈良市では、消防通信指令システムの管理及び電算処理に係る情報の管理を行う、情報管理担当を3名、日勤勤務で配置しています。

### 生駒市

生駒市では、通信指令係が警防課の1係とした体制であるため通信指令係に日勤は配置しておりませんが、警防課の警防係1名が消防通信指令システムの管理及び情報の管理をバックアップしています。

## ◆検討・対策等について

### (1) 配置指令要員数

配置指令要員数の按分にあつては、火災、救急等の発生件数や住民からの災害通報や問い合わせの件数等に直接的に関連をもつ按分方法として住民への公平性が高い人口比率による按分が先行消防本部の事例からみても妥当と考えます。

**消防力の整備指針から見た、共同消防指令センターに必要な指令要員数**

**両市の人口合計 484,704 人 × 5 / 100,000 ÷ 24 人**

人口割合					
		奈良市		生駒市	
人	口	76%	366,591 人	24%	118,113 人

奈良市按分 24 人 × 75% = 18 人

生駒市按分 24 人 × 25% = 6 人

※奈良市 3 人減 生駒市 3 人減

共同消防指令センターへの配置人員を消防力の整備指針から 24 人として、両市の人口比率から按分した場合奈良市が 18 人を派遣し現行から 3 人の減、生駒市が 6 人で現行から 3 人減となり両市 3 人ずつの減員を見込むことができます。

両市 3 人ずつの減員については、18 人を配置する奈良市でも 3 人減で 6 人を配置する生駒市も 3 人の減という結果となり公平性に欠けるように思われますのでここで検証しました。

<検証>

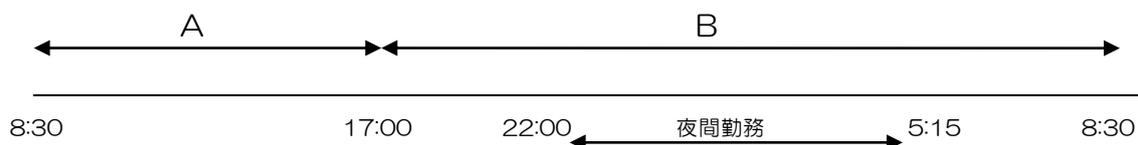
①消防力の整備指針から算定した場合の必要指令要員数

生駒市人口 120,959 人 × 5 / 100,000 ÷ 6 人

②生駒市の現在の指令要員数 9 人

**消防力の整備指針から算定した場合、生駒市の指令要員は 6 人配置**となりますが、**夜間勤務体制等、指令業務を行うのには 1 当務の勤務者が最低 3 人必要**となることから指針より **3 人多い 9 人を配置している状態**です。

(例) 生駒市指令要員の勤務割



- A の時間帯は 3 人の指令要員で対応しています。
- B の時間帯は 3 人の指令要員と署から 1 人ずつ交替での応援により対応しています。  
22時から翌朝5時15分までの夜間勤務の時間帯は、交替で仮眠をとる関係から1人の指令要員と署からの応援者1人との2人ペアで2時間～3時間ずつ指令台勤務につきま

す。夜間勤務の間は必ず指令課の職員 1 人は指令台に付くこととしています。署からの応援者 1 人は火災等受報時、直ちに消防隊として出動する体制です。

上記勤務体制から 1 当務 3 人の最低必要人数があるために 3 人×3 交替制の 9 人を指令要員に配置していますが、**指令業務を共同化することで夜間勤務の体制をクリアしたことにより 3 人の減員といった効果が出た**ものです。

## (2) センター長等日勤勤務者の配置について

( H24 年調査 )

協 議 会 名		日勤勤務		3交替勤務
		センター長等	情報管理 担 当	指令担当
1	柏市・我孫子市消防通信指令事務協議会	2	3(11%)	23
2	金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会	1	0	27
3	沼津市、三島市、裾野市、長泉町及び清水町消防通信指令施設運営協議会	2	3(12%)	21
4	焼津市消防防災局（島田市消防本部の委託）	委託方式のため調査外		
5	東三河消防通信指令事務協議会	2	1(3%)	27
6	四日市市、桑名市消防通信指令事務協議会	2	1(4%)	24
7	宝塚市、川西市及び猪名川町消防指令事務協議会	1	2(9%)	20
8	尼崎市・伊丹市消防指令事務協議会	2	2(7%)	24

### ①センター長等の配置の検討

先行事例の 7 協議会中、5 協議会がセンター長、副センター長を 1 人ずつ配置しています。奈良市と生駒市にあっても、両市から 1 人ずつを派遣し、当該役職に充てること、平等な責任分担といえます。

### ②情報管理担当者の配置の検討

先行事例消防本部の情報管理担当者の配置数は、協議会全体の配置職員からの割合を各協議会の平均をとると約 8% となることから、共同消防指令センターに 26 人～28 人職員を両市で配置した場合、約 2 人の配置となります。

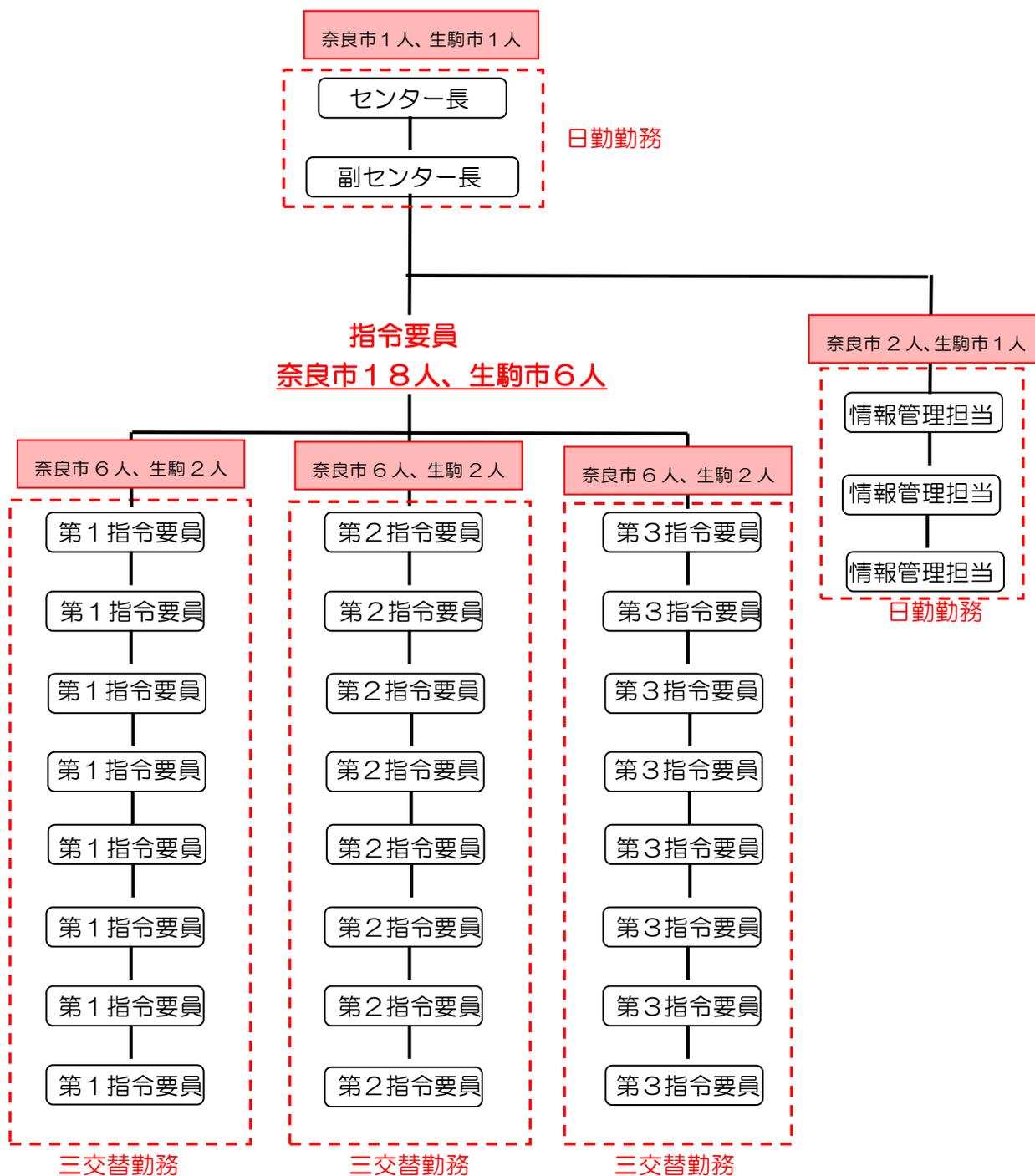
現在、奈良市においては、通信施設及びデータ等の管理に 3 人配置し当該業務にあたり、共同消防指令センターにおいても最低 2 人から 3 人を配置することが妥当と考えます。

## ■まとめ

共同消防指令センターの配置職員にあっては、指令要員として24人（両市の人口比率による按分  
から奈良市18人、生駒市6人）、その他に管理者としてセンター長、副センター長（奈良市1人、  
生駒市1人）、情報管理担当3人（奈良市2人、生駒市1人）の配置となります。

組織にあっては、下記職員配置表により両市から派遣された職員の配置を提案します。

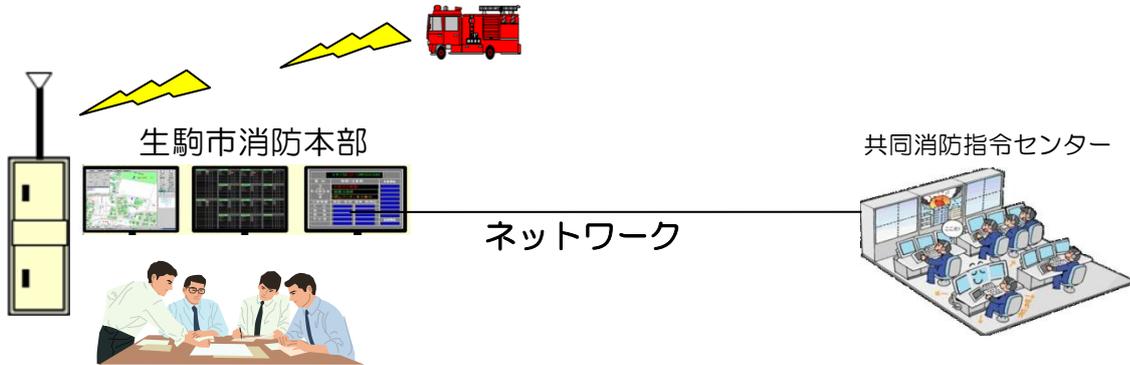
職員配置表



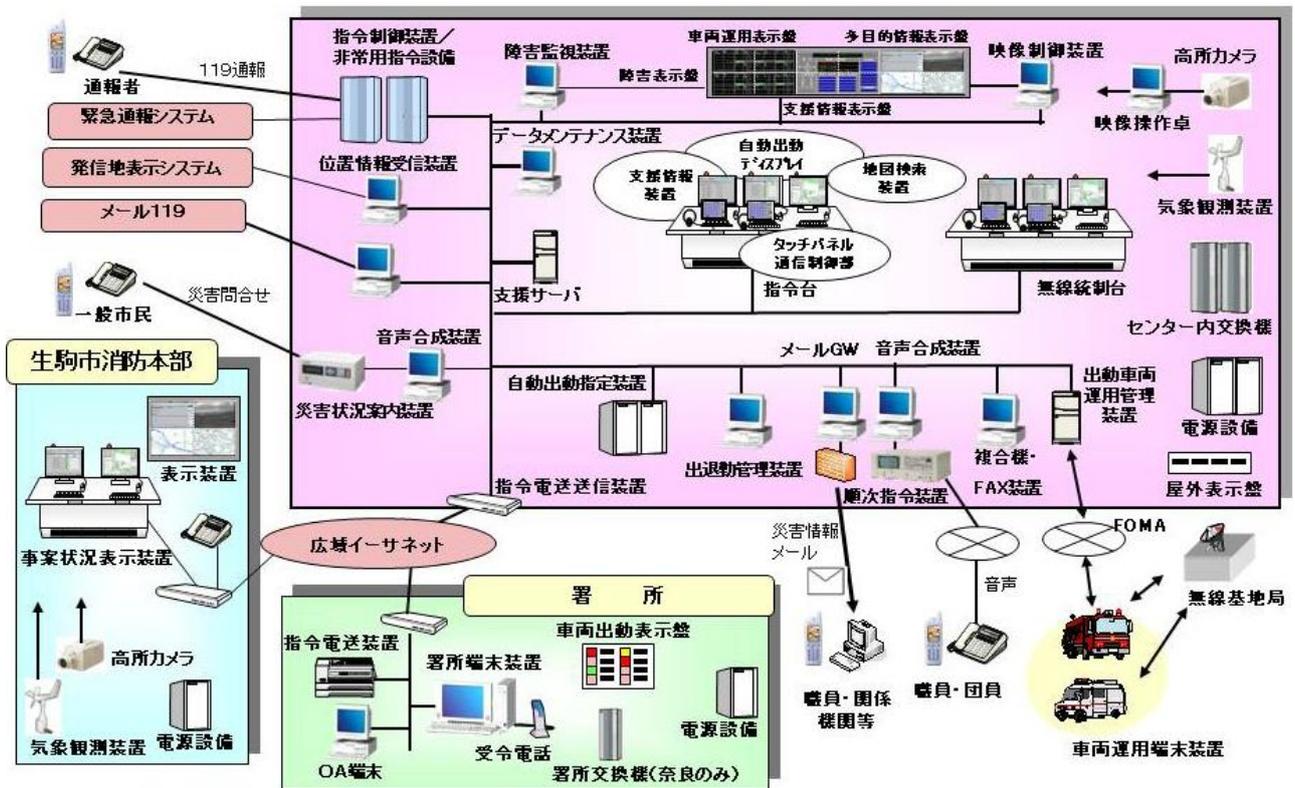
# 11 課題と対策について

**課題(1)** 生駒市に指令室が無くなりますが、生駒市で大災害が発生した場合の対応はできますか？

**対策(1)** 生駒市の災害対策室用に共同消防指令センターとの情報連携のため事案状況表示装置の設置及び既存の無線統制台を継続して使用することにより出動車両への指揮命令等、大災害への対応ができます。



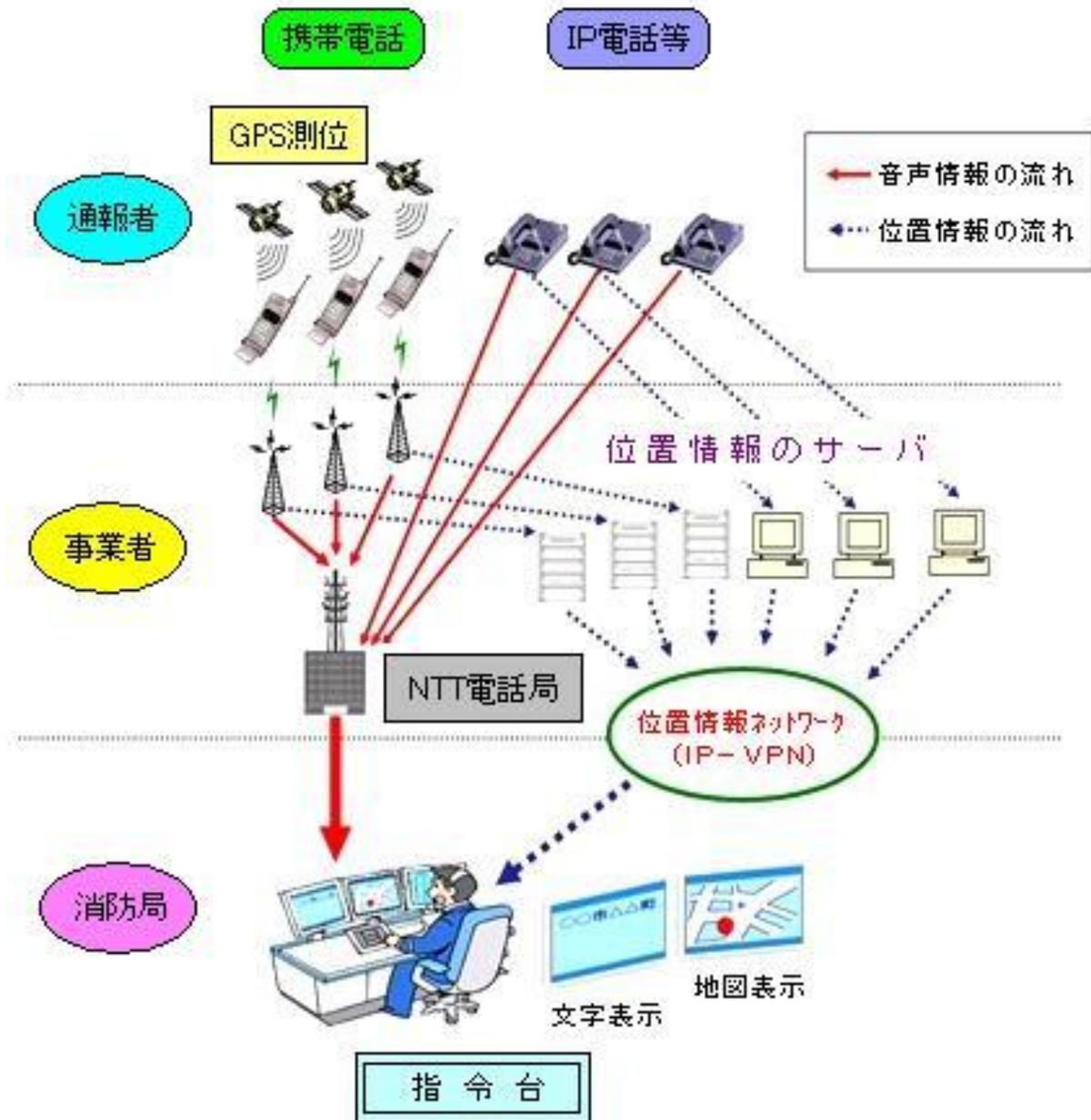
奈良市生駒市共同消防指令システム構成図（イメージ）



課題(2) 管轄の拡大により土地勘がない場所からの通報に協議会の職員が対応できますか？

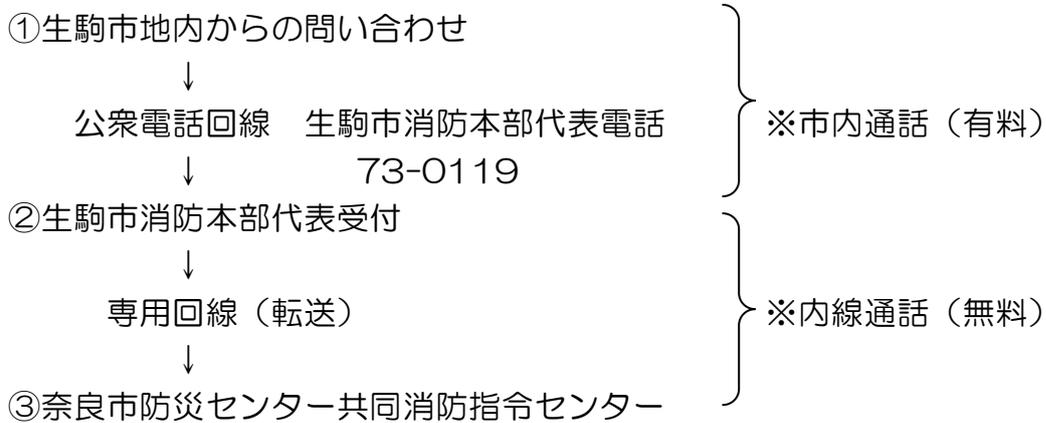
対策(2) 119番通報と同時に通報場所がほぼ確定できる、発信地位置情報システムの整備により対応可能です。また、奈良市、生駒市の両市の職員も毎日派遣されますので問題はありません。

【発信地位置情報システム】



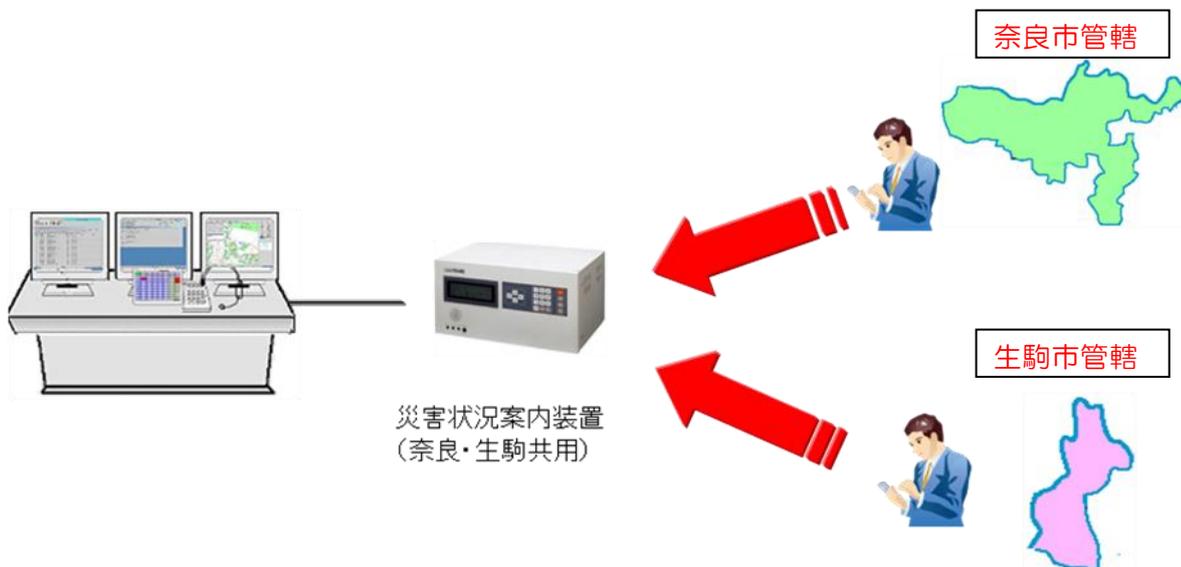
課題(3) 生駒市側から共同消防指令センターへ問い合わせした場合、奈良市の市外局番（0742）で電話を掛けなければならないのであれば、生駒市民に不利益となるのでは？

対策(3) 生駒市側から共同消防指令センターへの電話については、奈良市の市外局番で電話するのではなく生駒市消防本部で設定した電話番号（0743）から内線転送で共同消防指令センターに着信する仕組みで生駒市民に市外局番での問い合わせ等の不利益は生じません。



課題(4) 火災等の市民への災害案内サービスは、奈良市の事案と生駒市の事案を区別して両市民に提供が可能ですか？

対策(4) 奈良市、生駒市発生別の事案管理と問い合わせ先の回線識別において各市の地域別の案内サービスが可能です。



地域選択の方法<例>

①問い合わせ先の回線識別(固定電話)により案内する事案を自動選択

②携帯電話からの問い合わせに対してはガイダンスで地域選択

<例>奈良市の方は1を、生駒市の方は2を押してください・・・

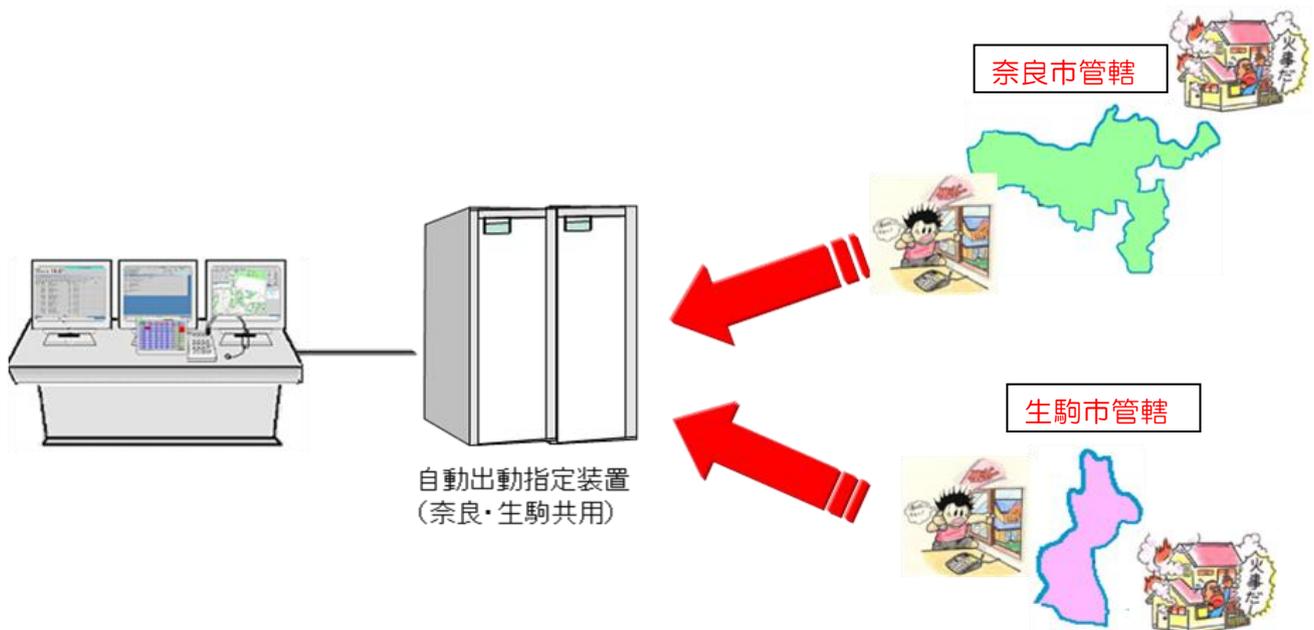
課題(5) 指令回線等の距離が長くなることにより通信費は増加しませんか？

対策(5) 地域内同一料金の IP-VPN 等を利用することによりコストを抑えます。



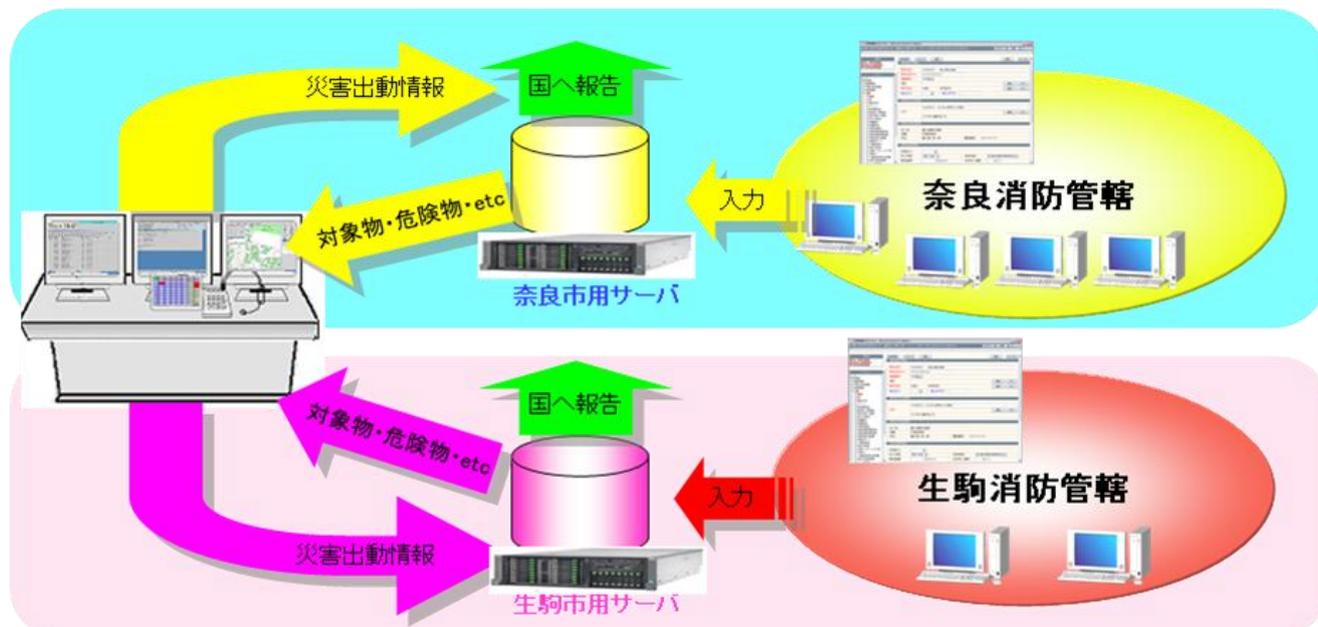
課題(6) 災害出動時の車両編成計画は各市により異なるので、計画を統一することにより問題は発生しませんか？

対策(6) 通報先の回線を識別(奈良市 or 生駒市)できることにより、通報時に各市の車両編成計画に基づき車両を編成することが可能です。



**課題(7)** データメンテナンス、セキュリティなどに問題が発生しませんか？

**対策(7)** データ管理をサーバレベルで分け必要な部分のみを統合しデータの混在を防止します。また各端末を Web 化するなどメンテナンスを容易となるシステムを構築することで対応します。



※サーバメンテナンス等による業務停止の影響を両市間で発生しないように、奈良市、生駒市にサーバ（業務系）を個別で設置することで、セキュリティ等の問題も併せてクリアします。

#### **奈良市業務系**

予防業務パッケージ  
警防業務パッケージ  
総務業務パッケージ

#### **生駒市業務系**

予防業務パッケージ  
他の業務にあっては、市役所のパッケージまたは独自改良したアプリケーションで対応しています。

※各業務パッケージについては、消防本部の管理項目、コード体系及び業務内容等の違いから統一してのパッケージ運用が困難なことから、必要なパッケージを必要な端末数個別で費用負担し整備運用することが円滑な事務につながると考えます。

**課題(8)** 部隊運用、無線統制等の要領が各市違うことから災害対応に支障が出ませんか？

**対策(8)** ある程度統一を図っていく必要があるが、完全に統一を図る必要がなく、事前の訓練等により対応します。

■両市の通信指令業務関係を定めている規程等

**奈良市**

奈良市消防通信規程

奈良市消防通信管理取扱内規

**生駒市**

生駒市消防通信規定

■両市の通信指令に係る訓練等

**奈良市**

通信指令危機管理訓練

消防通信地震初動体制対応訓練

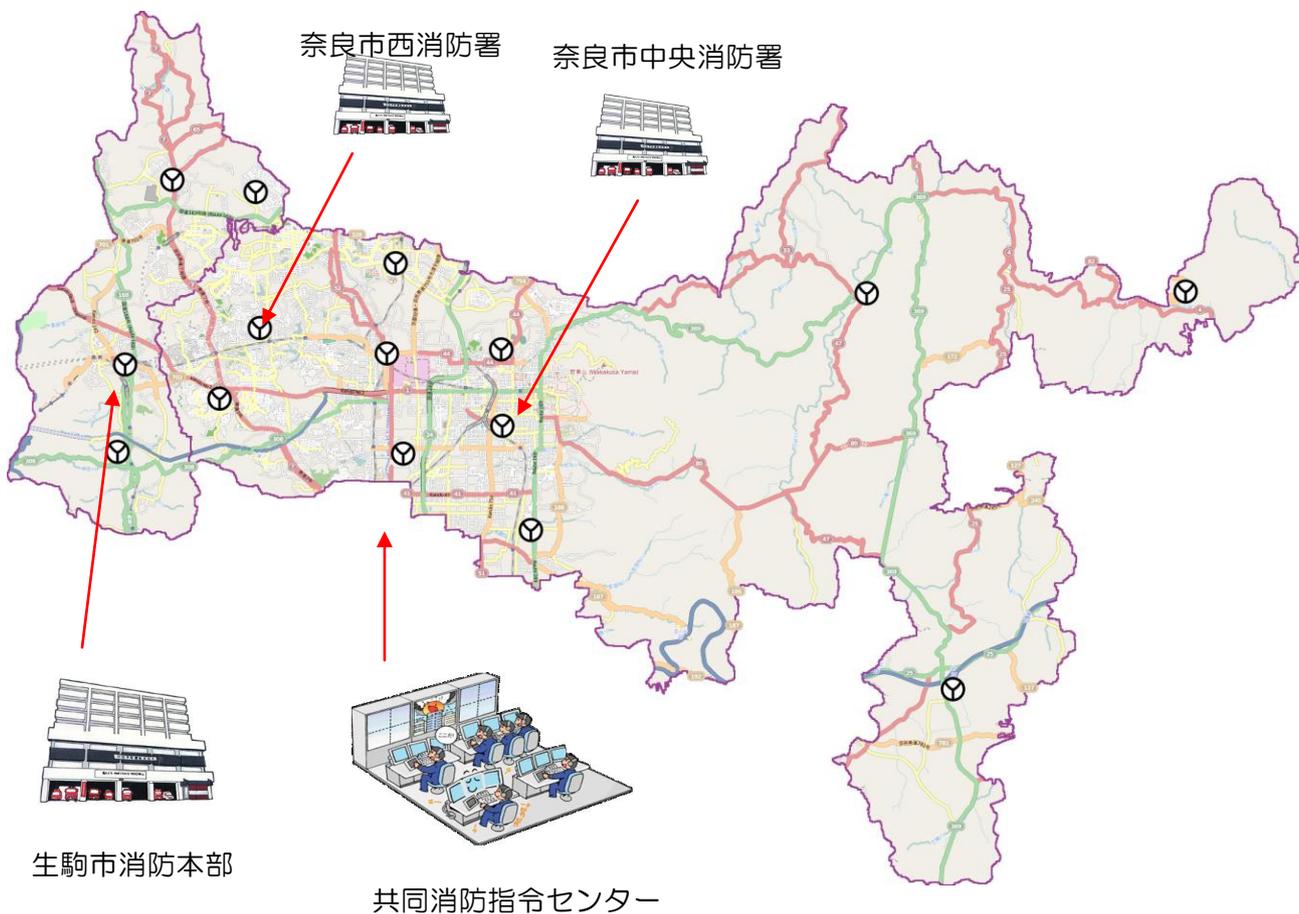
その他署が計画する消防訓練

**生駒市**

各種訓練を随時実施

**課題⑨** 共同消防指令センターに入る NTT 電話回線等の障害により通報を受けることができなくなった場合、両市の119番の受報は対応できるのですか？

**対策⑨** 奈良市、生駒市の受報が可能な消防署に119番通報が入るようにする（署落とし）こと  
で対応します。通報先の回線を識別（奈良市 or 生駒市）することにより署落とし先の消防署  
についても問題はありません。



※共同消防指令センターが障害(回線切断、機器障害等)に受報不能となった場合、生駒市からの通報は生駒市消防本部、奈良市からの通報は奈良市西消防署又は奈良市中央消防署に119番（署落とし）が入るようにNTTと障害時の対応として事前計画を立てています。

## 12 消防指令業務の共同化のスケジュールについて

協議会設立の規約の上程の時期は、消防通信指令システム整備のための予算要求を行う関係上、平成25年度6月議会へとなります。

＜平成25年3月～平成28年4月までのスケジュール＞

### 【平成24年度】

平成25年3月 「奈良市生駒市消防指令業務の共同運用検討委員会報告書」策定  
市長決裁・議会説明  
確認書締結

### 【平成25年度】

**6月** 地方自治法第252条の2の協議会として、議会に上程・承認  
「（仮称）奈良市・生駒市消防指令業務の共同運用協議会規約」

※両市議会で可決された場合

「（仮称）奈良市生駒市消防指令業務の共同運用協議会」設立

奈良県知事への協議会規約届出（地方自治法第252条の2第2項）

7月

消防通信指令システム実施設計入札・契約

9月

概算積算書

予算要求

平成26年3月

消防通信指令システム実施設計完成  
（共同消防指令センター）

### 【平成26年度】

6月

消防通信指令システム入札・契約

### 【平成27年度】

2カ年整備

### 【平成28年度】

平成28年4月

運用開始



## (2)救急搬送病院の交渉について

◆救急搬送病院の交渉についての中核市41消防本部照会結果

(H24年調査)

都道府県	市名	交渉形態	支払部署	携帯電話代	年間出場件数	病院交渉回数	平均交渉回数
北海道	函館市	救急隊	庶務課	596,385円	14,359件	15,385回	1.16回
	旭川市	救急隊	総務課	900,998円	14,737件	17,517回	1.32回
青森県	青森市	救急隊	警防課	627,227円	11,089件	11,260回	1.15回
岩手県	盛岡市	救急隊	各署所運営費	不明	15,495件	不明	不明
秋田県	秋田市	救急隊	救急課	960,000円	11,079件	10,293回	不明
福島県	郡山市	指令課	総務課	862,000円	17,175件	21,027回	1.3回
	いわき市	救急隊	総務課	975,985円	13,305件	20,680件	1.73回
栃木県	宇都宮市	救急隊	警防課	1,261,865円	19,951件	25,407件	1.47回
群馬県	前橋市	救急隊	指令課	1,048,000円	14,481件	19,429件	1.42回
	高崎市	救急隊	経理係	1,736,020円	16,280件	21,984件	1.46回
埼玉県	川越市	救急隊	総務課	1,536,180円	15,106件	25,635件	1.70回
千葉県	船橋市	救急隊	指令課	1,700,000円	30,054件	36,640件	1.45回
	柏市	救急隊	救急課	918,532円	17,023件	17,769件	1.13回
神奈川県	横須賀市	救急隊	情報調査課	1,050,000円	21,955件	22,709件	1.03回
富山県	富山市	救急隊	指令課	771,596円	16,129件	17,768件	1.17回
石川県	金沢市	救急隊	警防課	1,000,000円	15,612件	16,757件	1.16回
長野県	長野市	救急隊	警防課	1,517,498円	17,269件	14,029件	1.1回
岐阜県	岐阜市	救急隊	総務課	1,220,496円	19,455件	21,206件	1.2回
愛知県	豊橋市	救急隊	総務課	816,277円	13,754件	14,890件	1.25回
	豊田市	救急隊	警防救急課他	2,027,229円	16,134件	13,214件	0.9回
	岡崎市	救急隊	総務課	1,237,821円	14,399件	14,194件	1.06回
滋賀県	大津市	救急隊	通信指令課	896,978円	15,082件	14,298件	1.04回
大阪府	豊中市	救急隊	総務室	不明	19,017件	26,177件	1.57回
	高槻市	救急隊	総務課	705,067円	17,169件	不明	不明
	東大阪市	救急隊	総務課	2,338,158円	27,717件	45,686件	1.9回
兵庫県	姫路市	救急隊	総務課	3,568,027円	26,046件	398,058件	1.53回
	尼崎市	救急隊	消防防災課	1,475,859円	24,142件	36,623件	1.78回
	西宮市	救急隊	指令課	不明	20,689件	28,940件	1.4回
奈良県	奈良市	指令課	救急課		15,826件	21,481件	1.48回
和歌山市	和歌山市	救急隊	総務課	1,004,904円	18,814件	22,685件	1.31回
岡山県	倉敷市	救急隊	総務課	1,472,788円	19,590件	23,266件	1.26回
広島県	福山市	救急隊	管理課	1,201,055円	20,604件	不明	不明
山口県	下関市	救急隊	総務課	854,338円	14,536件	15,171件	1.1回
香川県	高松市	救急隊	総務課	1,547,181円	21,798件	30,734件	1.4回
愛媛県	松山市	救急隊	警防課	1,255,805円	22,221件	22,116件	1.09回
高知県	高知市	救急隊	総務課	1,062,929円	16,298件	21,254件	1.3回
福岡県	久留米市	救急隊	総務課	1,562,580円	16,602件	13,372件	1.02回
長崎県	長崎市	救急隊	総務課	1,090,000円	22,234件	23,919件	1.18回
大分県	大分市	救急隊	総務課	701,218円	15,954件	16,307件	1.1回
宮崎県	宮崎市	救急隊	総務課	876,000円	15,240件	15,195件	1.4回
鹿児島県	鹿児島市	救急隊	総務課	1,084,600円	24,132件	22,624件	1.09回

病院交渉に関して奈良市は指令課で交渉、生駒市は救急隊にて直接交渉されているが、共同運用に統一するのか、それとも今までどおり別々で実施するのかの検討が必要です。

### ■奈良市の検討

平成20年から平成21年にわたり医療機関直接交渉について検証を行った結果、病院収容までの時間短縮、傷病者の正確な情報の伝達等について、直接交渉のメリットが交渉者（救急隊）側及び受け側（病院）から得ることができたことから、通信費等の問題はあっても当該検証結果から病院の交渉は救急隊直接交渉が有効的であるというものであります。これらのことから、消防指令業務の共同化の調整に合わせ奈良市が交渉方法を救急隊直接交渉に向けて予算及び体制等の準備を行う必要があると考えます。

### ■生駒市の検討

現在、救急隊による直接交渉の方式を採用し効果をあげていることから、消防指令業務の共同化以降も当該方式を採用することが望ましいと考えます。

### (3)e-MATCH との関係について

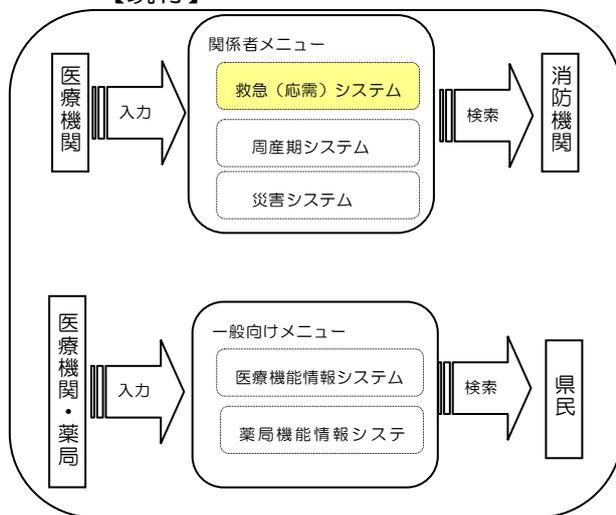
#### ①奈良県広域災害救急医療情報システム再構築予定

#### ■開発スケジュール

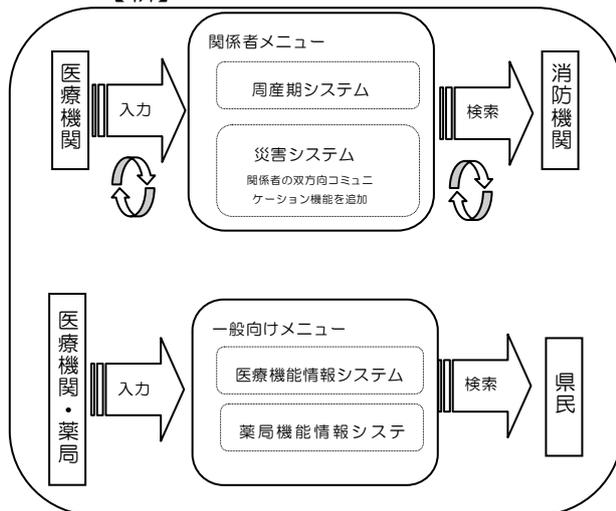
	H25年						H26年					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
現行システム				稼働								
新システム				システム開発							稼働	

#### <システム概念図>

##### 【現行】



##### 【新】

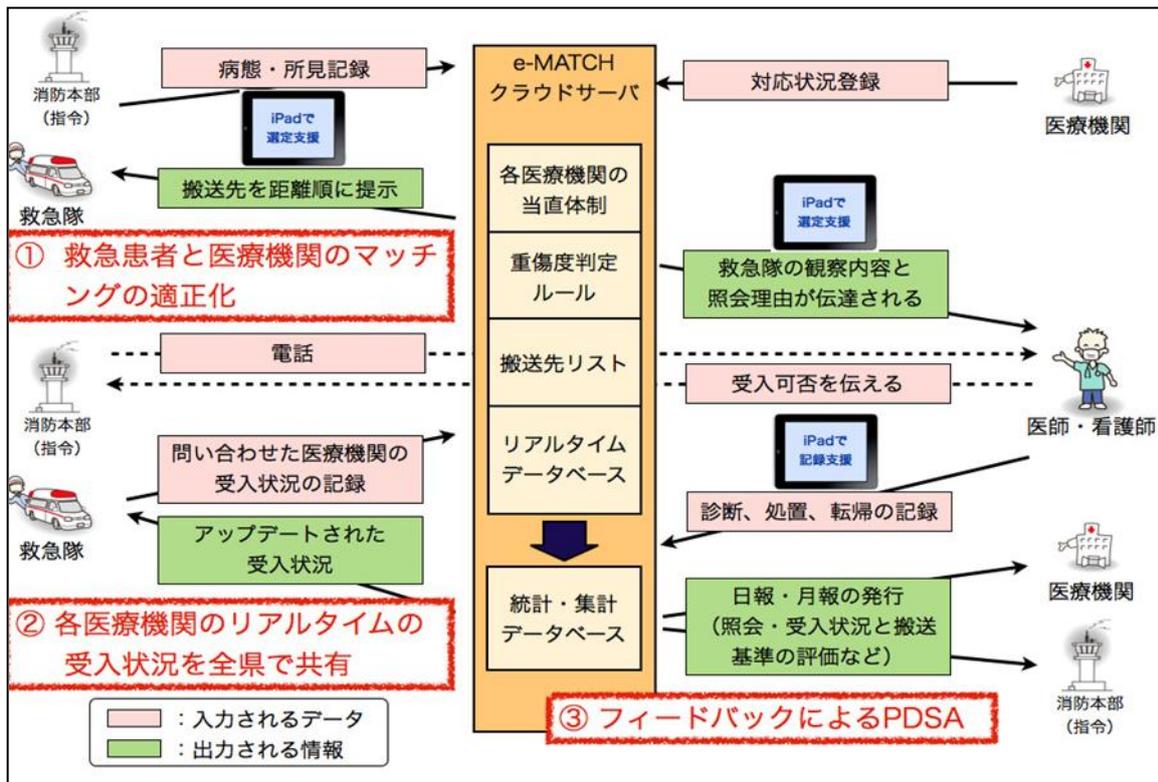


#### ■今後の課題

現在、奈良市では奈良県広域災害救急医療情報システムからの病院応需情報を消防通信指令システムに取り込み、指令台及び救急車両等へ配信しています。平成26年1月からの応需情報の取り込みについて、県地域医療連携課との調整が必要です。

## ②e-MATCH の構築と運用構想

### <e-MATCH 概要>



#### ■今後の課題

現在、奈良市、生駒市では、救急活動時の活動時間等のデータ取り込みについて、救急車両の車載端末（AVM）と奈良県が整備構築している e-MATCH 端末と機能の重複により救急隊の観察記録の二重登録、二重データ管理等の手間が発生しています。また、e-MATCH 端末は奈良県からの借用であるため、配備救急隊の増隊時の借用端末の増設や休祭日、夜間故障時の対応等、当該端末を消防本部が構築する消防通信指令システムの車載端末に替わって使用となれば災害対応システムとしての課題は多く、e-MATCH を所管する奈良県知事公安室消防救急課（以下「県消救課」という。）との調整が必要です。

#### ■現在の状況

今後、消防通信指令システムを所管する消防機関、奈良県広域災害救急医療情報システムを所管する県地域医療連携課、e-MATCH を所管する県消救課との調整が必要であり、今後、協議会が設立の可否にかかわらず、調整が必要な事項であることから調整を始めています。

#### (4) 消防相互応援協定との関係について

奈良市と生駒市が指令業務の共同化については、通常災害（火事、救急等）について市域を越えて互いに緊急車両を出動させるものではなく、以下のメリットを求めるものです。

##### ■ 各市で指令室を設置した場合（例）

生駒市災害発生（大災害、特殊災害等）→生駒市被害状況の収集→  
→消防相互応援協定に基づく要請→奈良市へ情報の伝達→奈良市出動

##### ■ 指令業務の共同化した場合（例）

生駒市災害発生（大災害、特殊災害等）→共同消防指令センターで被害状況の収集  
→消防相互応援協定に基づく要請→奈良市出動

他市町への応援については、消防相互応援協定などに基づき受援消防本部からの具体的な要請に対して応援消防本部が了承する手続きを経て出動することが一般的ですが、奈良市と生駒市が指令業務の共同化をした場合、災害の発生状況や災害形態についての情報が共有できていることから、出動までの時間短縮、活動部隊情報提供等、応援出動の迅速化が図れます。

#### (5) 各市で実施している独自の市民サービスについて

各市で行っている独自の市民サービスは指令業務の共同化後も、独自サービスを行う市から派遣された職員が、その業務を行うことで問題なく継続されます。なお、独自サービスを行う為に必要な機器等に係る費用は、その市が負担することになります。

##### 奈良市独自サービス

- ・あんしんメールサービス

消防局から火災出動した際その出動場所付近(同町内)に居住する、事前に登録された聴覚、音声機能又は言語機能に障がいのある方に対し携帯電話のメール機能を利用して火災出動情報を知らせるサービス

##### 生駒市独自サービス

- ・徘徊位置情報サービス

概ね 65 歳以上の痴呆性老人等で、徘徊の症状がある方のいる世帯に対し、簡易型携帯電話（PHS）の位置検索専用端末を貸与し、高齢者の行方がわからなくなったときに検索をかけ、位置情報が得られればその情報を地図にして F A X し、家族等での検索の手がかりとして情報提供するサービス

## (6)消防署見学（指令室）について

小学校からの消防署見学において、緊急車両の見学や消防署の各仕事現場の見学の依頼を受けて実施していますが、生駒市については119番通報を受ける指令室の仕事現場の見学について指令室が奈良市へ移行することにより実施できなくなり、当該見学については奈良市防災センターに設置されている共同消防指令センターに来庁することになり交通費及び時間的にも生駒市民に不利益が発生することになります。奈良市防災センターには、地震、台風等の災害体験など防災教育のための施設が完備されており、交通費、時間については若干多くかかっていますが、共同消防指令センターの見学と奈良市防災センターの施設見学を行うことは防災教育に効果的であると考えます。

消防署見学者数

(平成23年中)

	回数 (回)	人数 (人)
奈良市消防局	50	2,963
生駒市消防本部	25	1,660

# 資料

## 資料 1

### 奈良市生駒市消防指令業務共同運用検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 奈良市消防局及び生駒市消防本部において、消防指令業務の共同運用（以下「共同運用」という。）を実施するにあたり、諸問題に関し調査及び検討を行い、円滑な共同運用を行うため、奈良市生駒市消防指令業務運用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (検討事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討を行う。

- (1) 共同運用に関すること。
- (2) 共同運用に伴う高機能消防指令システム（以下「システム」という。）の仕様書に関すること。
- (3) 共同運用及びシステムの導入スケジュール等の検討に関すること。
- (4) 整備費用及び負担に関すること。
- (5) その他必要な事項

#### (組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、奈良市消防局副局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、生駒市消防本部副消防長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 5 委員に欠員が生じ、委員会の運営に支障が生じるおそれがあると認められた場合、委員長は、代理の職員を指名することができる。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (作業部会)

第6条 第2条に定める事項についての具体的な調査及び検討を行うため、委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、部会長及び部員をもって組織する。
- 3 部会長及び部員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 部会長は、必要に応じて会議を招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

#### (報告)

第7条 委員会の調査及び検討結果等については、速やかに両市の消防長へ報告する。

#### (庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、奈良市消防局情報救急室指令課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会及び作業部会の運営及びその他必要な事項は委員長が定める。

(解散)

第10条 この委員会は、共同運用の方式が決定し、必要な事務手続きが完了した時、若しくは運営母体が設立した時点で解散する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

委 員	
奈良市消防局	消防危機統制監 災害対策室長 情報救急室長 総務課長 消防課長 予防課長 救急課長 指令課長
生駒市消防本部	総務課長 予防課長 警防課長

別表第2 (第6条関係)

部 会 長		奈良市消防局情報救急室指令課主幹
部 員	奈良市消防局	総務課補佐 消防課補佐 予防課補佐 救急課補佐 指令課情報管理担当主任
	生駒市消防本部	総務課課長補佐 予防課課長補佐 警防課警防係長

## 資料2

### 検討委員会及び作業部会名簿

役 職	氏 名	所 属
委員長	酒井 孝師	奈良市消防局副局长
副委員長	影林 茂樹	生駒市消防本部副消防長
委員	井上 清	奈良市消防局消防危機統制監
委員	嶋田 誠久	奈良市消防局災害対策室長
委員	中井喜久一郎	奈良市消防局情報救急室長
委員	樫原 幸寿	奈良市消防局総務課
委員	西岡 光治	奈良市消防局災害対策室予防課
委員	藤村 正弘	奈良市消防局情報救急室指令課
委員	坂上 弘	生駒市消防本部総務課
委員	森本 善信	生駒市消防本部予防課
委員	木村 憲蔵	生駒市消防本部警防課
作業部会長	雨亭 幸男	奈良市消防局情報救急室指令課
部会員	北谷 善司	奈良市消防局総務課
部会員	山上 隆志	奈良市消防局災害対策室消防課
部会員	浦崎 保之	奈良市消防局災害対策室予防課
部会員	中村 和正	奈良市消防局情報救急室救急課
部会員	栗岡 義教	奈良市消防局情報救急室指令課
部会員	松田 敏	生駒市消防本部総務課
部会員	杉本 正人	生駒市消防本部予防課
部会員	宮口 孝勇	生駒市消防本部警防課

(敬称略)